

# 企業犯罪論の現状と展望（二）

川崎友巳

はじめに

第二章 法人の刑事責任の比較法的考察

第一節 序論

第二節 ドイツ

一 史的展開

二 秩序違反法とEC競争法の法理

三 学説の動向

第三節 イギリス

一 史的展開

二 「同一視原理」の動搖

第四節 アメリカ合衆国

一 史的展開

二 州レヴエルの法人の刑事責任

三 連邦における代位責任法理の現代的展開

第五節 小括（以上、本号）

企業犯罪論の現状と展望（二）

第二章 企業に対する刑事制裁

一 アメリカ合衆国「組織体に対する量刑ガイドライン」の検討

第一節 序論

第二節 量刑ガイドラインの成立経緯と概要

一 量刑ガイドラインの成立経緯

二 量刑ガイドラインの概要と目的

第三節 罰金刑

一 従来の議論と量刑ガイドラインまでの対応

二 量刑ガイドラインの罰金刑

第四節 プロベイション

一 企業に対するプロベイションの発展過程

二 量刑ガイドラインのプロベイション

第五節 被害者の救済

一 被害弁償

二 救済命令

同志社法学 四七巻四号

二五七（一一一九）

第三章 企業犯罪論の展望	一 組織体理論の概要
第六節 小括	二 組織体理論からみた企業の責任構造
第二節 犯罪学における企業犯罪論の発展	第三節 企業犯罪と被害者学
一 企業犯罪に対する視座の変遷	二 企業犯罪の被害者
二 企業犯罪の領域と類型	三 企業犯罪の被害
第三節 組織体理論	第四節 企業犯罪の被害と被害者
	第五節 小括
	むすび

## はじめに

資本主義経済の発展にともなう企業の活動領域の拡大と社会的影響力の増加は、同時に企業犯罪の規模を飛躍的に増大させた。このように大規模化した企業犯罪に適切に対処するため、刑事法制のあり方について国際的に議論がすすめられている。こうした動きは、わが国の刑事法の領域においても顕著であり、今日、様々な角度から現行法制の整備が図られている。たとえば、一九九一年一二月には、両罰規定の運動切り離し<sup>(1)</sup>を可能とした法制審議会刑事法部会の財産刑検討小委員会による答申が同部会において了承され、一九九二年五月と一二月に、これを受け証券取引法と独占禁止法において法人に対する罰金額の改正が行われた<sup>(2)</sup>。また、一九九四年末には、公正取引委員会と検察庁が、従来の両罰規定の運用を見直し、独占禁止法違反について実行行為者の特定に先立つて法人の刑事告発を認める搜査方法を採用することで合意したといわれる<sup>(3)</sup>。しかし、こうした動きにもかかわらず、わが国では、企業犯罪の規模の

拡大に応じた刑事法上の対策を講じるという緊要の課題を解決するには至っていない。このため、包括的な法人処罰規定を念頭において立法論の検討も再燃し<sup>(4)</sup>、現行の両罰規定のみでは企業活動の規制として不十分であるとの共通認識のもとで、刑事法の効果的な対応が探究されているのである。

このような企業犯罪の実態を把握し、適切な対応を検討するための議論は、企業犯罪論と呼ばれ、わが国だけではなく世界的な規模で一九八〇年代以降目を見張るべき発展を遂げてきた。しかも、その発展は、刑法における責任論や制裁論から犯罪学に至るまで広範な領域で認めることができる。しかし、それにもかかわらず、企業犯罪論として検討されてきた問題のほとんどが未解決のまま残されている。むしろ、それらの問題に関する議論が深まるにつれて、企業犯罪論は、自らの課題を質的・量的に増大させ、閉そく状況に陥ってしまった感さえある。このような閉そく状況を開拓するためには、新しい観点から企業犯罪論にアプローチする必要があるのではないか。本稿は、このような問題意識を前提に、企業犯罪論への新たなアプローチとして、企業犯罪に関する犯罪学上の成果を刑事責任論や刑事制裁論に取り入れ、両者を有機的に結びつけることを試みるものである。

翻つて考えてみると、これまで企業犯罪論が高い関心を集め、めざましい発展を遂げてきたにもかかわらず、なお多くの問題を解決できずに今日に至った要因として、刑法と犯罪学の関連性が軽視されてきたという点を指摘することができよう。たとえば、刑法の領域では、これまで企業を中心とした法人に対しても刑事责任を課し、制裁を加えるための理論が模索されてきた。「法人处罚論」として論じられてきたこれらの問題への立法や判例の対応は、法人制度の出現とともに必然的に要求され、議論されてきた。とくに、今日的な問題意識の起源をさかのぼつても、英米で

は一八世紀、ドイツにおいても一九世紀に、その萌芽を見て取ることができる。

他方、犯罪学の領域において、企業の有害な活動を「企業犯罪」として捉える契機は、今から約五〇年前のアメリカ合衆国に見出される。すなわち、一九三九年にE・H・サザランドによつて、「ホワイトカラー犯罪（White Collar Crime）」の概念が提唱され、企業の有害行為の重大性が説かれたのである。この提唱は、企業活動の犯罪性に主眼をおいたものではなく、それまで貧困や精神異常を中心に論じられていた犯罪原因論に疑問を投げかけ、犯罪行動が他者とのコミュニケーションのなかで学習されていくという事実に焦点をあてたものであった。しかし、その後、このようなホワイトカラー犯罪の問題意識が、いくつかの変遷をたどり、企業犯罪という新たな犯罪概念を生み出すに至つたのである。

このように企業犯罪論は、刑法と犯罪学の領域でその起源を異にし、独自の発展を遂げてきたため、両者を結びつけるという意識は、これまで希薄であつたように思われる。しかし、今後、企業犯罪への刑事法上の対応を検討するにあたつては、これまで軽視されがちであった企業犯罪の実態を正確に把握し、その実態をふまえながら理論的に適切な対応を確保することが目指されねばならない。つまり、刑事法を企業犯罪に対する有効な規制手段とするためには、企業犯罪に関する犯罪学上の成果を刑事責任論や刑事制裁論に取り入れ、両者を有機的に結びつける必要があると考へる。<sup>(5)</sup>

そこで本稿は、まず第一章において、企業等の法人の刑事責任を問うための理論上の問題点につき比較法的に考察する。具体的には、ドイツ、イギリスおよびアメリカ合衆国の史的展開を概観するとともに、今日的な問題点を把握

することに努めたい。続いて、第二章では、企業に対する刑事制裁の問題に議論を移す。ここでは、とくに一九九一年に、企業等の「組織体に対する量刑ガイドライン」を立法化する等、企業犯罪に対する刑事制裁の導入に最も積極的なアメリカ合衆国の動きを中心に概観し、新しい刑事制裁の可能性と残された課題を検討する。その上で、第三章では、企業犯罪に対する刑事責任論と刑事制裁論の今後の動向に示唆を与えることを目指し、犯罪学における企業犯罪に関する議論の整理を行う。そして、犯罪学的考察と刑事法上の議論の接点を探り、両者の意識的かつ有機的な結合を試みることにしたい。

- (1) 両罰規定における罰金額の「連動の切り離し」に関する議論および法制審議会の答申の内容については、岩橋義明「両罰規定における罰金額の連動切り離しについて」商事法務一二七〇号（一九九二）二頁以下、同「法人等企業に対する刑事罰の在り方」公正取引五〇一号（一九九二）八頁以下、同「財産刑をめぐる基本問題について」罪と罰三〇卷四号（一九九三）一二頁以下、山本和昭「両罰規定における業務主に対する罰金額と行為者に対する罰金額の連動の切り離しについて」判例時報一四〇二号（一九九二）三頁以下、角田正紀「両罰規定の制度見直しの動向について」NBL四九〇号（一九九二）一九頁以下参照。

- (2) 一九九三年一月一五日施行の独占禁止法の改正は、抑止力強化を目的的に、八九条の罪について、九五条規定の両罰規定の連動を切り放し、事業者および事業者団体に対する罰金の多額を従来の五〇〇万円から一億円に引き上げた。詳細については、西田典之「独占禁止法における刑事罰の強化について」経済法学会年報一三号（一九九二）七一頁以下、金子晃「刑事罰の強化」経済法学会年報一三号（一九九二）八九頁以下、南木通「刑事罰強化に関する独占禁止法の一部改正について」公正取引五〇八号（一九九三）三四頁以下等参照。

また、これと同様の主旨から証券取引法においても両罰規定を定めた二〇七条が改正され、価格操作の罪の法人に対する最高罰金額を三〇〇万円から三億円に引き上げる等が定められたうえで一九九二年七月二〇日に施行された。木村茂樹「証

券取引法改正における法人に対する罰金額の引上げについて」公正取引五〇一号（一九九二）一二頁以下、土持敏裕「証券取引法における罪と罰」罪と罰三〇巻四号（一九九三）三四頁以下等参照。さらに、不正競争防止法（一九九四年五月施行）一四条参照。

（3）一九九四年に明るみに出た大手電気メーカー等九社による日本下水道事業団発注工事の入札談合事件で、公正取引委員会は立入検査で押収した社内文書の分析や日本下水道事業団への聴取を通じて、九社間の受注調整システムを解明し、談合にかかわった各社の営業担当者をほぼ割り出した。しかし、公正取引委員会の聴取に対して、当初メーカー側の関係者の大半が出頭を拒んだり、黙秘したため、個人を告発するために十分な供述を得られない状態が続いた。そこで、公正取引委員会と検察庁は、こうした状況を開拓するために、同年一二月に法人の告発を先行させる捜査方法の採用で合意したとされる。  
朝日新聞一九九五年一月一日三一頁。

（4）企業犯罪に対応するために刑事法上、立法的な措置を講ずる必要があるとの認識は、一九七〇年代の公害犯罪の拡大を契機に急速に高まり、いくつかの有力な提案がなされた。しかし、それ以後に提案された立法論は、公害犯罪への対応にとどまらず、企業活動の広範な領域への規制がその対象として考慮されてきたために、一層議論を複雑にしていくといえよう。企業活動の刑事規制を前提とした立法論を展開するこれまでの主な文献として、藤木英雄「法人に刑事责任がありうるか」季刊現代経済一四号（一九七四）一六二頁以下、同「法人の犯罪、法人の处分行為」平場安治博士還暦祝賀・現代の刑事法学（上）（一九七七）四九頁以下、同・行政刑法（一九七六）四五頁以下、板倉宏「企業組織体責任論と法人処罰」刑法雑誌二二三巻一一二号（一九七九）一〇八頁以下、同・企業犯罪の理論と現実（一九七五）二〇頁以下、同「法人処罰の法理と立法論」研修四三九号（一九八五）一七頁以下、飯田英男「法人処罰に関する立法上の問題点」ジュリスト六七二号（一九七八）八一頁以下、中森喜彦「法人の刑事责任」Law School五一号（一九八二）三〇頁以下、西田典之「団体と刑事罰」岩波講座・基本法学2（一九八三）二五九頁以下、宇津呂英男「法人処罰のあり方」石原一彦他編・現代刑罰法体系1（一九八四）一八一頁以下、伊東研祐「法人の刑事责任」芝原邦爾他編・刑法理論の現代的展開・総論II（一九九〇）一〇七頁以下、大谷實「企業犯罪と法人処罰」刑法解釈論集II（一九九〇）一頁以下、同「法人処罰の在り方（一）・（二）」同志社法学四三巻二

号（一九九一）二頁以下・四三卷三号（一九九一）一頁以下、神山敏雄「経済犯罪—その実情と法的対応四・五」捜査研究四九三、（一九九二）六五頁以下・四九四（一九九三）七三頁以下、京藤哲也「法人の刑事責任—序論的考察」内藤謙先生古稀祝賀・刑事法学の現代的状況一（一九九四）八五頁以下等参照。

(5) Ellen S. Podgor, *Corporate and White Collar Crime: Simplifying the Ambiguous*, 31 AM. CRIM. L. REV. 391, 392 (1994).

## 第一章 法人の刑事責任の比較法的考察

### 第一節 序 論

企業等の法人に刑事責任を課すことは可能なのか。可能であるとすれば、それはいかなる理論構成に基づくのか。

これらの問題は、犯罪学の領域において企業犯罪への関心が高まる以前より、刑法解釈上の重要な論点として議論されてきた。また、この議論の対象は、主として「企業」という経済活動の単位ではなく、「法人」という法律上の主体であった。しかし、今日法人の刑事責任が議論される際には、企業法人に対する刑事責任の賦課に眼目がおかれていることは疑いのないところである。したがって、法人の刑事責任論は、企業犯罪論のなかでも最も古くから論じられながら、今なお決着をみない問題として注目する必要がある。

わが国における従来の法人の刑事責任論では、主に肯定説と否定説のいずれが妥当かという観点から議論が交わされてきた。しかし、近年、企業犯罪の規模の拡大やこれに対する市民の関心の高まりを背景に、法人の規制の必要性

が急速に高まっていることから、法人の刑事責任否定説は支持を失いつつある。また、今日では、否定説も刑事責任肯定説に代わる何らかの法的責任を法人に帰すことを認めていた点も留意する必要があろう。他方、法人の刑事責任肯定説は、刑法上の諸原則との調和を図りながらも、より積極的に刑事責任を法人に帰すための理論構成を探究し続けている。したがって、今日の法人の刑事責任論においては、肯定説と否定説の妥当性を測るという観点ばかりでなく、法人に刑事責任を課すことを前提に、どの程度まで法人に刑事責任を課すことが可能であるのかを探るという観点にも関心を払う必要がある。このような今日的な関心を前提に、本章では、法人の刑事責任の問題に比較法的にアプローチし、法人の刑事責任論の現状と課題を明らかにしていきたい。その際、検討すべき論点は多岐に及ぶが、ここでは、二つの基本的な問題に重点をおくことにする。一つは法人の刑事責任を認める際の法理であり、他はその適用範囲である。

そこで、本章は、まず法人の刑事責任を否定するドイツの法制度の史的展開と現状を概括し、近時肯定説が台頭しつつある学説の動向をみる。続いて、従来より法人の刑事責任に肯定的な姿勢をとり、その適用範囲を次第に拡大してきたイギリスおよびアメリカ合衆国の史的展開を概観し、今日両国が抱えている課題を明らかにしたい。

## 第二節 ドイツ

### 一 史的展開

しばしばローマ法の「*Societas delinquere non potest*」（法人は犯罪を犯し得ない）の原則が引用されることからも

明らかのように、今日ドイツでは、法人の犯罪能力は完全に否定されている。しかし、刑事責任の対象を自然人に限定する見解は、ドイツを含む大陸法系の刑法において自明の帰結とはいえない。<sup>(1)</sup> すなわち、ドイツでも一八世紀までは、地方自治体やギルド等の団体に対する刑罰の賦課が認められていたのである。ドイツにおいて、法人の犯罪能力を否定する見解が強まるのは、一九世紀を迎えた頃からである。その要因としては、君主権力の増大により、法人等の団体の活動が抑制され、刑罰を科す政治的・現実的な必要性が低下した点が指摘される。<sup>(2)</sup> また、理論的には、刑罰を道義的な非難に結びつけたカントの影響も見逃すことはできない<sup>(3)</sup>。それ以後、道義的な非難の対象たり得る自然人のみが刑法の名宛人として認められるとする見解が支配的となるのである。そのため、二〇世紀を迎えた頃には、法人に対する制裁を定めた法規は、わずかしか残されていなかつた。そこで以下では、否定説が支配的になつた後、二〇世紀ドイツにおける法人の刑事責任の歴史的展開を概観する。なお、二〇世紀のドイツにおいて、法人の刑事責任論のターニングポイントは第二次世界大戦の終結にあつたとされる<sup>(4)</sup>。この指摘に従い、ここでは、第二次世界大戦の前後に分けて歴史的展開を概観していくことにする。

(1) 第二次世界大戦終結までの展開

二〇世紀のドイツにおける法人の刑事責任の歴史的経過をざかのぼると、一九一九年に制定されたライヒ租税通則法 (Reichsabgabebenordnung) 三九二条の規定に至る<sup>(5)</sup>。そこでは、法人の業務遂行に関して租税反則行為が行われた場合に、直接法人に対して刑事罰を科すことができる旨の規定がおかれていた。また、その際には、自然人の責任を確定することを要しないとされた。しかし、この規定は当初より、いかなる根拠に基づいて法人に刑事责任を課すことを認めているのかが不明確であると指摘されていた。また、法定犯罪構成要件

が行為者の責任の確定を要求するときには、この規定の適用は認められなかつたために、適用範囲が限定されていた。やがてに、一九三九年には租税通則法が改正され、三九六条五項の責任の推定に基づく法人处罚を認めた推定構成要件 (Vermutungstatbestand) の規定が削除され、三九二条の適用範囲は一層狭められた。<sup>(8)</sup>

第二次世界大戦以前のドイツでは、この他にも、法人处罚として、次の二つの形態が限られた領域で認められていた。第一に、他人の行為である機関の違反について、代位責任 (stellvertretende Haftung) を根拠として、法人に秩序罰が科された。第二に、団体の機関に罰金刑が科された場合に、その執行に際して法人に補完的責任が課され、間接的な刑事制裁が加えられた。前者の例としては、一九二三年カルテル令一七条、一九三八年外国為替管理令三九条一項、および一九三八年外国為替管理法七四条の規定をあげることができる。また、後者の例としては、ライヒ租税通則法四一六条および四一七条の規定があげられる。<sup>(9)</sup>しかしながら、当時の学説は、これらの規定は法人業務主への刑罰法規の適用であり、ドイツ刑法の根幹をなす社会倫理的責任概念および刑罰概念と相容れないとして、否定的な姿勢をとつていた。そのため、これらの法人处罚規定は、実質的には法人組織への監督と機関への管理の促進を目的とした「加重された行政命令 (verschärfter Verwaltungsbefehl)」<sup>(10)</sup>にすぎないと理解されていた。したがつて、概していえば、ドイツでは第二次世界大戦終結まで法人の刑事责任の問題について全般的に消極的な対応が目立ち、それほど重要な意義を有していなかつたといえよう。その要因としては、①工業化が大規模な被害をもたらすほどには発達していなかつたこと、②企業等の法人の社会的な影響力が今日ほど強大なものではなかつたこと、および③ドイツが全体主義国家としての道を歩んだため、法人が国家権力の直接支配下におかれたことがあげられている。<sup>(12)</sup>

(2) 第二次世界大戦後の展開 このようなそれまでの法人の刑事責任の問題に対する消極的な姿勢を転換させ、法人に対する刑法上の対応の可能性および必要性について、ドイツ刑法を新たな議論へと導いたのが、英米法上の原則に基づき制定された「占領刑法 (Besetzungsstrafrechts)」の諸規定であった。<sup>(13)</sup> とくに、占領法制の下でのカルテル法および外国為替法の領域では自然人と同様に法人に対しても刑事制裁を科すことが予定されていたため、占領刑法制定の当初から、これらの規定がドイツにおいて効力を有するのかが問題とされた。

この点につき、判例は、一九五三年のいわゆる「鉄鋼業者訴訟 (Stahlhändlerprozeß)」<sup>(14)</sup> の判決において、限定的ではあったが、法人の刑事責任を認めた。本件では、外国為替条約違反についてベルリン外国為替法に基づく法人の刑事责任が認められるか否かが争点とされ、第一審は、法人の刑事责任を否定し、無罪を言い渡した。<sup>(15)</sup> これに対して、連邦通常裁判所は、法人の刑事责任を肯定し、罰金刑を言い渡した。<sup>(16)</sup> しかし、本判決は当時実際に施行されていた占領法の拘束力を承認し、法人处罚を認めたものにすぎなかつた。<sup>(17)</sup> また、連邦通常裁判所は同一の判例において、法人に対する刑罰の賦課はドイツ刑法と相容れず、ドイツ法において発達した社会倫理的責任概念および刑罰概念に適合しない点を確認した。<sup>(18)</sup> さらに、連邦通常裁判所は、別の判例において、一般に法人に対する刑罰は認められないことを確認しており、一九五四年のパリ協定によってドイツが主権を回復し、占領法が全て廃止されて以後、判例は法人の刑事责任を基本的に認めていないとされる。また、民事訴訟法八九〇条に基づく秩序金 (Ordnungsgeld) を法人に科すことの合憲性が争われた際に、法人处罚はドイツ法と無縁のものではなく、法的主体が法人であるときは、刑法上の原則は、そこでも基本的に除外されないと述べた連邦憲法裁判所の判決が、法人の刑事责任を肯定する根拠とし

て、しばしば引き合いに出される。しかしながら、この判決は、法人に対する真性の刑罰に関する連邦憲法裁判所の見解を論じたものではなく、憲法上の問題も、なおクリアーされていないと考えられている。<sup>(21)</sup>

このような経過の一方で、第二次世界大戦後、経済領域を中心とした広い範囲において企業を中心とした法人の影響力が強まり、これに対する法的規制の必要性が高まつた。そのためドイツでは、刑法の基本原則との調和を図りながら、法人の活動を規制するために制裁規定を含む法制を整備する道が選択された。すなわち、ドイツでは、企業等の法人への制裁として、犯罪 (Straftat) に対する刑罰 (Strafe) ではなく、倫理的には無色な秩序違反行為 (Ordnungswidrigkeit)<sup>(22)</sup> に対して秩序罰 (Ordnungsstrafe)<sup>(23)</sup> を科す」とによつて対処し、解釈上の問題の回避を図つた。こので用いられた秩序違反の概念は、従来の刑事犯罪における不法の特徴である法益侵害と倫理的非難に基づいた刑事責任が欠如する「行政上の不服従 (Verwaltungsungehorsam)」と理解され、このような刑事犯罪と秩序違反の実質的な相違を根拠として、法人に対する制裁が規定されていくことになつたのである。そして、一九六八年には、これらの秩序違反行為を規制するための立法の統一化が図られ、秩序違反法 (Ordnungswidrigkeitengesetz) が制定された。

また、一九六〇年代以降のヨーロッパでは、EC統合の動きのなかで、経済秩序の統一が目指され、その一環としてEC圏内における経済活動を規制する条約および法規が制定されていった。このなかには、企業等の事業者 (Unternehmen) を対象とした過料 (Geldbuße) を規定するものも存在する。したがつて、現在のドイツでは、企業を中心とした法人の活動を規制するために、国内法である秩序違反法とEC法という異なる二つの法規が適用されて

いることになる。そこで、次に秩序違反法とEC法において、法人への責任の賦課がどのように規定されているのかを概観することにしたい。

## 二 秩序違反法とEC競争法の法理

- (1) 秩序違反法 前述した一九六八年秩序違反法は、二六条において、法人等の団体に対する处罚規定を定めた。そこでは、法人に対する過料は、自然人行為者に対する刑事手続または過料手続 (Bußgeldverfahren) に際し非独立的手続として従属的に科される旨が規定された。また、法人に対する過料は、価値中立的な「付随効果 (Nebeneffekt)」として位置づけられた。つまり、一九六八年秩序違反法は、自然人の違反行為が行われた際に、法人に過料を科すことを認めたが、それを同時に法人自身の行為と捉える理論については、これを否定した。<sup>(24)</sup> また、秩序違反法が、法人の刑事责任を否定し、過料を倫理的な色彩をもたない付随効果としたことによつて、自然人と同時に法人に過料を科しても一事不再理の原則や二重の处罚の問題は生じないとする一応の理論的根拠づけがなされたのである。
- しかし、一九六八年秩序違反法二六条には次のような問題点が指摘された。①本条の規定が、団体に対する過料の要件である「関連行為 (Anknüpfungstat)」を、代表権を有する機関等の犯罪または秩序違反行為に限定したために、機関に該当しない者に実質的な権限が付与された場合には、本条の適用が回避されることになる。②実際の捜査においては、法人への過料の前提となる具体的な個人行為者を特定できない場合が多い。③付隨効果と名付けたからといって過料の理論的根拠の希薄さは克復できており、むしろ名称の差異のみを根拠として制約を取り除くことは、レッテル詐欺 (Etikettenschwindel) に等しい。<sup>(25)</sup> また、これらの問題点を克服するために、法人の「管理的分野

(Leitungsbereich)」で活動する全ての自然人の行為にまで関連行為の範囲を拡大することや、特定の困難な自然人行為者の責任の立証を緩和し、幹部の誰かが行為したことが確定されれば足りるとすべきこと等も提案された。<sup>(26)</sup>さらに、一九七五年には、秩序違反法が改正され、二六条の規定は三〇条に移されたが、実質的な内容の変更は加えられなかつたため、法人制裁規定の改正は焦眉の課題として広く認識されるところとなつた。

そこで、一九八六年に施行された第二次経済犯罪対策法は、先に示した問題点の指摘や解決策の提案を受けて、実体刑法および手続法の改正と同時に、法人に対する過料を定めた秩序違反法三〇条についても改正を施し、法人に対する制裁の適正化および拡大を図つた。<sup>(27)</sup>第二次経済犯罪対策法による秩序違反法三〇条の主な改正点は以下のとおりである。第一に、過料の上限額が引き上げられた。秩序違反法三〇条は、二項において過料の上限額を一〇倍に引き上げ、故意の犯罪行為で一〇〇万マルク以下、過失の犯罪行為で五〇万マルク以下の過料を法人に対して科すことが可能である旨を規定した。第二に、法人の独立過料手続の可能性が拡大された。すなわち、同条四項は、自然人行為者の犯罪行為または秩序違反行為に対する刑事・過料手続が不開始、または打ち切りとされ、あるいは自然人に対する刑罰が免除された場合でも、法人に過料を科すことを可能とした。<sup>(28)</sup>第三に、「付隨的効果」の文言が削除された。<sup>(29)</sup>価値中立性と手続の非独立性を表すために用いられてきた「付隨的行為」の文言についても実際的・手続的理由から削除した。<sup>(30)</sup>

それでは、以上のような改正によつて、ドイツでは、法人处罚の問題について適正な対応が可能となつたといえるだろうか。結論からいえば、改正の目的を達成したとはいがたく、全体的にきわめて厳しい評価が加えられている。

まず、過料の限度額の引き上げについて、なお不十分であると指摘される<sup>(31)</sup>。また、付隨的効果の文言の削除についても、それによつていかなる内容的な変化がもたらされたかが不明確なままであり、逆にこの文言を置くことによつて一時的に覆い隠されていた責任主義、一事不再理または二重処罰の禁止の問題を再燃させることになったとされる<sup>(32)</sup>。さらに、因果関係の証明の緩和や関連行為の範囲の拡大等の従来より必要性が指摘されていた点についての改正も施されていないことから、実質的な効果に対し否定的な見解が示されている<sup>(33)</sup>。したがつて、一九八六年の改正は秩序違反法の下での法人处罚の理論的基礎を明確化する必要性をより高める結果となつたといえる<sup>(34)</sup>。

なお秩序違反法三〇条は一九九四年に再度改正された。この背景としては、一九八六年の改正に対して前にあげたように厳しい評価が多数を占めたことや、EC統合にともなう国内法の整備が必要とされたこと等が考えられる。具体的には、一九八六年の改正で手が着けられなかつた関連行為の範囲の拡大が図られ、関連行為の主体が代表権を有する機関から実質的な権限を有する者にまで広げられた。したがつて、この改正については、過料の適用範囲を拡大する点で一定の意義をもつものと思われる。しかし、前にあげた問題点の多くがなお解消されておらず、ドイツにおいて法人处罚規定の抜本的な見直しの必要性は依然として高いといえよう<sup>(35)</sup>。

(2) EC競争法 ドイツを含むEC加盟国では、EC圏内での経済秩序の統一を図るために、数多くの経済活動規制法規を閣僚理事会およびEC委員会において定立してきた<sup>(36)</sup>。なかでも、加盟国間通商に影響を与えるカルテル行為を規制した一九五七年のEEC（ヨーロッパ経済共同体）条約八五条および八六条は、もつぱら企業等の事業者を対象に規定されているため、注目しておく必要がある。

一九六二年EC理事会規則一七号一五条二項は、EEC条約八五条および八六条を故意または過失によつて違反した事業者または事業者団体 (Unternehmensvereinigungen) に対して、一〇〇〇エキュー以上一〇〇万エキュー以下、または違反事業者の前年度の売上高の一〇パーセントのいずれか金額の大きい方までの過料をEC委員会が科し得る旨を規定している。他方、個人としての自然人に対する处罚では、EC委員会は過料や拘禁を科す権限を与えていない。

また、同規則の下では、事業者と事業者団体は、規範の名宛人、権利と義務の担い手、さらに協定の当事者として認められている。<sup>(37)</sup>つまり、同規則は、事業者および事業者団体を法的に独立の権利主体・行為主体として認めたものといえる。なお、同規則は、その対象を事業者に限定していることから、同条違反を真正身分犯の一種として捉えることができる。<sup>(38)</sup>このため、事業者という身分が重要な意味をもつことになるが、本規則のもとでは、事業者の特性として、経済生活への関与が必要とされるが、営利の目的までは求められない。したがつて、公益団体、スポーツおよび文化団体、さらに公共事業体も、EEC条約八五条および八六条の構成要件の主体として含まれることになる。<sup>(39)</sup>また、事業者は、法人格とは別に、共通の支配下において経済活動を営む統一体を意味する。そのため、共通の支配下にある親会社、子会社および関連会社は单一の事業者とみなされる。<sup>(40)</sup>このような広範な事業者の概念によつて、同規則は小売店から大企業まで包含し、八五条および八六条の広範な適用を可能にすると考えられている。<sup>(41)</sup>

また、事業者に責任を帰すための要件として特定が必要とされる自然人行為者は、法定代理人や機関に限定されず、広く自らの権限の範囲内で企業のために行為をした従業者が含まれる。<sup>(42)</sup>したがつて、従業者が権限を逸脱して違法行為を行つた場合にのみ、事業者は責任を問わされることになる。このように比較的緩やかな要件に基づいて事業者に

対する制裁を科すことが認められているのは、EC競争法が、その制定にあたって、アメリカ合衆国のシャーマン法を模範にし、代位責任の法理を採用したことによる。<sup>(43)</sup> したがって、EC競争法の適用範囲は、ドイツの秩序違反法三〇条よりも広い。<sup>(44)</sup> このようにEC競争法が事業者に過料を科す範囲を広く定めた背景には、経済活動のボーダレス化にともなう国際的な経済秩序の統一という観点から、企業活動を積極的に規制するアメリカ合衆国の姿勢に歩調を合わせる必要性があつたものと思われる。

### 三 学説の動向

前述したような史的展開を受けて、今日のドイツでは、学説上も法人への刑事責任の賦課および法人处罚について否定説が通説である。否定説の根拠は次の通りである。<sup>(45)</sup>

第一に、法人には責任能力が欠如している。ドイツ刑法は責任原理および答責性原理に基づいた刑事責任を前提とする。また、今日の規範的責任論のもとでは、刑事责任は意思形成および意思活動に対する非難可能性として定義されている。<sup>(46)</sup> したがって、このような非難は答責性を有する自然人に対してのみ生じ得るとされ、責任非難を向けられない法人の刑事责任は否定されることになる。<sup>(47)</sup> 第二に、法人には刑法的な意味での行為能力が欠如している。法人は、その機関を通じて人工的（künstlich）な行為は可能であるが、そこには自然的・刑法的な意味での行為能力が欠如する。また、行為能力は責任非難の前提条件でもあるため、責任非難がここでも再度引き合いに出され、法人の刑事责任が否定される。<sup>(48)</sup> 第三に、刑事政策的に法人处罚の必要性がない。これは刑法の谦抑性を前提として、現行法上行政处分として執行されている没収、追徴等の制裁をもつてすれば、法人の違法行為への対応として十分である

とする。<sup>(49)</sup>第四に、法人には受刑能力が存在しない。つまり、法人に対しても自由刑を科すことができず、刑罰の機能が十分に發揮されないと考えられる。<sup>(50)</sup>この他にも、法人に刑事制裁を科しても結果的に責任のない従業者や株主によって負担されることになる点や自然人行為者と法人が同一の行為を根拠に処罰されることが二重処罰の禁止に反する点も指摘されている。<sup>(51)</sup>

このような従来から主張されてきた法人处罚否定説に対して、一九七〇年代半ばから、企業活動の拡大にともない法人处罚に肯定的な見解が増えている。<sup>(52)</sup>従来、J・バウマンらの少数の支持者によつて主張されてきた肯定説は、刑法上の責任を社会的責任と捉えることによつて法人の責任能力を認めるものであつた。<sup>(53)</sup>これに対して、今日の肯定論は、このような見地にとどまらず、様々な観点から法人への刑事责任の賦課を試みる。とくに、K・ティーデマンやB・シユーネマンらによつて唱えられている「組織体責任 (Organisationsverschulden)」の概念は注目に値する。<sup>(54)</sup>この組織体責任は、法人自体に向けられた固有の責任と理解できよう。この提唱によれば、責任能力の前提となる非難可能性を事前の予防措置の不適切さや欠如に求めることにより、法人に対しても責任能力を認めることができる。また、行為能力も機関等の法人を代表する一定の自然人の行為へ還元することによつて認識可能である。さらに、法人の活動領域の拡大等を背景として、従来の行政従属性の対応では不十分との認識に立ち、刑罰の主要な目的は法人への罰金等の賦課によつても達成可能である点が指摘される。<sup>(55)</sup>なお、この見解によると、改正された秩序違反法三〇条の解釈として、法人に対する過料は秩序違反行為に対する真の主たる効果 (Hauptfolge) であるとされ、法人自身を規範の名宛人とみなすことが可能となつたとされる。<sup>(56)</sup>また、最近、H・ヒルシュが法人の犯罪能力を肯定する立場

を明確にした。<sup>(57)</sup> そこでは、法人が対外的な活動を行うにあたって、機関が法人を代表する点を考慮し、機関である自然人の行為と責任を法人の行為と責任として法人自体に帰属することが想定されている。<sup>(58)</sup> そして、このような機関を介して法人の刑事責任を認定する理論構成によつて初めて、反対動機可能性に基づく刑法上の非難が可能になるとされる。<sup>(59)</sup> 細部については、なお不明な点が残るが、方向性としては、イギリスで採用されている同一視原理と同様であるといえよう。<sup>(60)</sup> さらに、G・ヤコブスは、行為と責任の解釈形態について、法人と自然人の間に差異はないとして、自らの自由な意思に基づいて法人のためになされた機関の対外的行為を法人自身の行為として帰属し、法人に刑事責任を課すことを認める。<sup>(61)</sup> これは、ヤコブスが提唱する機能主義システム論に基づく帰結とされる。<sup>(62)</sup> なお、K・フォルクは、法人の刑事責任を認める一方で、その帰属にあたっては、自然人の範疇を超えた独自の行為概念を創設し、不法や責任といった法的な概念の内容も刷新する必要があるとする。<sup>(63)</sup>

ただし、近時高まっている法人処罰肯定説の多くは、その重大性が急激に拡大しつつある経済犯罪および環境犯罪をはじめとした新しい犯罪形態に対応するための立法論を中心に論じられているものであり、現行刑法典上の解釈として展開されているものではないことに注意を要する。<sup>(64)</sup> したがつて、ここで議論されている法人処罰の問題は、現行法上過料処分として法人に向けられている制裁規定を刑法理論のもとで運用することの是非であり、近時の法人処罰肯定説の台頭は、これらの領域への企業等の法人の影響力の拡大を背景に法人処罰の例外を緩和する動きの高まりとみることができよう。<sup>(65)</sup> このため今日では、従来のように法人を対象とするのではなく、直接企業の処罰の必要性および企業の刑事責任を論じる動きも活発化している。<sup>(66)</sup>

ドイツにおける学説の展開は、法制および判例の動向に比べて、かなり法人に対する刑事責任の賦課に肯定的な傾向にあると言える。しかし、なお通説である法人処罰否定説にとって代わる現実は、刑法理論との調和とうる観点から未解決の問題が数多く残されてゐることを物語つてゐる。今日のドイツでは、法人に刑事責任を賦課する必要性が次第に重視され、慎重ながらも確実に法人の刑事責任を肯定する方向にはある。したがつて、ドイツの立法、判例、および学説が、今後法人の刑事責任の問題とふかに取り組み、どのような解決策を見出すのか注目されるに至るべである。

- (一) Vgl. Karl Siegert, Haftung für fremde Schuld im Steuer- und Wirtschaftssstrafrecht, NJW 1953, S. 528; Klaus Tiedemann, Die strafrechtliche Vertreter- und Unternehmenshaftung, NJW 1986, S. 1842; Hans-Heinrich Jescheck, Lehrbuch des Strafrechts, Allgemeiner Teil, 4. Aufl., 1988, § 23 VI, S. 204.
- (二) Hans Joachim Hirsch, Die Frage der Straffähigkeit von Personenverbänden, 1993, S. 6. ただし、近年オランダやハーバード大学の刑事责任を論じたもの刑法改正が相次いでいるが、Hans de Doelder, Zur Strafbarkeit juristischer Personen in den Niederlanden, in: Bausteine des europäischen Wirtschaftsstrafrechts, hrsg. von Bernd Schünemann/Carlos Suárez Conzález, 1994, S. 311 f.; Mireille Delmas-Marty, Die Strafbarkeit juristischer Personen nach dem neuen französischen Code Pénal, in: Bausteine des europäischen Wirtschaftsstrafrechts, hrsg. von Bernd Schünemann/Carlos Suárez González, 1994, S. 305 ff.
- (三) Matthias Korte, Juristische Person und Strafrechtliche Verantwortung (Inaugural-Dissertation), 1991, S. 11; Hans Joachim Hirsch, a. a. O. (Anm. 2), S. 7.
- (4) Hans Joachim Hirsch, a. a. O. (Anm. 2), S. 16.
- (5) Vgl. Matthias Korte, a. a. O. (Anm. 3), S. 13.

(6) ドイツにおける法人処罰の問題を論じた文献として、山本和昭「法人およびその役員の処罰について」警察学論集「七卷四号（一九七四）二八頁以下」、ト村康正「ドイツ刑法における法人犯罪理論の一考察」刑法総論の現代的諸問題（一九七九）一一六頁以下、平沢修「ドイツとわが国における法人制裁の理論と現状」早稲田法学叢書「〇卷（一九七九）一三七頁以下」、眞鍋毅「企業組織体責任論への疑問——ハーネマンの分析によせよ——」Law School「一七号（一九八〇）四九頁以下、松原久利「ドイツにおける法人処罰」同志社法学四二卷二号（一九九〇）四七頁以下、伊藤利明「ドイツにおける法人処罰問題」東北学院大学論集「九号（一九九一）五一頁以下参照。また、邦訳書として、クラウス・ティーデマン（西原春夫・畠謙起訳「監獄」）・ドーメル著「田口による経済犯罪と經濟刑法（一九九〇）八五頁以下参照。

- (7) Klaus Tiedemann, Die „Bebüßung“ von Unternehmen nach dem 2. Gesetz zur Bekämpfung der Wirtschaftskriminalität, NJW 1988, S. 1169 f.; Matthias Korte, a. a. O. (Ann. 3), S. 13; Anne Ehrhardt, Unternehmensdelinquenz und Unternehmensstrafe, 1994, S. 30.
- (8) Anne Ehrhardt, a. a. O. (Ann. 7), S. 30.
- (9) Klaus Tiedemann, Strafbarkeit und Bußgeldhaftung von Juristischen Personen und Iheren Organen, in: Old Ways and New Needs in Criminal Legislation, hrsg. von Albin Eser/Jonatan Thormundsson, 1989, S. 161 f (本稿の邦訳として、クラウス・ティーデマン著「西原春夫・畠謙起訳「監獄」前掲書八五頁以下参照)。
- (10) Klaus Tiedemann, a. a. O. (Ann. 9), S. 160 ff.; Matthias Korte, a. a. O. (Ann. 3), S. 13.
- (11) Klaus Tiedemann, a. a. O. (Ann. 7), S. 1170.
- (12) Matthias Korte, a. a. O. (Ann. 3), S. 13.
- (13) Klaus Tiedemann, a. a. O. (Ann. 9) S. 161 ff.; Matthias Korte, a. a. O. (Ann. 3), S. 13.
- (14) BGHSt. 5, 28 (Urt. v. 27. 10. 1953).
- (15) LG Berlin, JR 1953, 345 (Urt. v. 3. 11. 1952).
- (16) BGHSt. 5, 28 (32). 判決当初より、連邦通常裁判所の判示に対し憲法訴訟が提起され、その根拠が明確に示されてもならぬとして厳しく批

罪が集められた。Hans-Jürgen Bruns, Anmerkung zum Urteil des BGH vom 27. Oktober 1953-5 StR 723/52, JZ 1954, S. 251 ff.; Werner Niese, Die moderne Strafrechtsdogmatik und das Zivilrecht, JZ 1956, S. 457 ff.

まだ、その背景として、連邦通常裁判所が、法人处罚の問題を討議した第四〇回ディッシュ法曹会議の結論を参考とするため、本件争決を延期されたものかわらず、法人の刑事责任を否定した公議の最終的な結論に反して、法人の刑事责任を認めたるべく懇願し、これを附記された。Klaus Tiedemann, a. a. O. (Ann. 9), S. 162 f.; Matthias Korte, a. a. O. (Ann. 3), S. 17.

- (17) BGHSt. 5, 28 (32).
- (18) BGHSt. 5, 28 (32).
- (19) Vgl. zum Beispiel BGHSt 3, 130 (132) (Urt. v. 11. 7. 1952).
- (20) BVerfGE 20, 323 (335) (Urt. v. 25. 10. 1966).
- (21) Matthias Korte, a. a. O. (Ann. 3), S. 18.
- (22) 法人に対する制裁方法としては、課徴金の他にも、解散 (Auflösung)、活動制限 (Tätigkeitsbeschränkungen)、追徴 (Verfall) や執行没収 (Einführung) 等を一連の条件のめぐらしへのが現行法における権限をもつた。Matthias Korte, a. a. O. (Ann. 3), S. 18 ff.; Anne Ehrhardt, a. a. O. (Ann. 7), S. 37 ff. 参照。松原久利・前掲論文五八頁以下参照。
- (23) いのちへの懇願し、もとより制裁は九〇以上の法律に規定された。平沢修・前掲論文(一五)一頁参照。
- べの一方で、いやした秩序違反に対する過料制度は、制度の導入当時より強い批判が行われた。その批判の中心は、犯罪と秩序違反との差異は、質的なものではなく、程度の問題であるとの主張であった。つまりの見解では、①秩序違反は軽微な犯罪であり、犯罪と質的差異はない、②秩序違反の責任も不注意に対する非難であり、刑法と同様である、③過料は罰金の名稱以外何いか変わることなくいた批判が主張されたのである。Hans Welzel, Der Verbotsirrtum im Nebenstrafrecht, JZ, 1956, S. 241.
- (24) Hans-Jürgen Schroth, Der Regelungsgehalt des 2. Gesetzes zur Bekämpfung der Wirtschaftskriminalität im Bereich des Ordnungswidrigkeitenrechts, wistra, 1986, S. 162 f.

- (15) Ulrich Weber, Konzeption und Grundsätze des Wirtschaftsstrafrechts (einschließlich Verbraucherschutz), ZStW 96, 1984, S. 413 ff; Hans-Heinrich Jescheck a. a. O. (Anm. 1), § 23 V2, S. 205 f.
- (26) BT-Drucks. 10/5058, S. 36. Klaus Tiedemann, a. a. O. (Anm. 9), S. 169 f. 松原久利・前掲論文注〇記。
- (27) Ulrich Weber, a. a. O. (Anm. 25), S. 414; ders., Das Zweite Gesetz zur Bekämpfung der Wirtschaftskriminalität (2. WiKG), NStZ, 1986, S. 483; Peter Cramer, Karlsruher Kommentar zum Gesetz über Ordnungswidrigkeiten, 1989, § 30 Rdnr. 18;
- (28) 一九八六年改定後の秩序違反法(1)〇条は、松原久利・前掲論文五〇記。 一九八六年改定後の秩序違反法(1)〇条は、西原春夫・近藤知一論述。 松原久利・前掲論文六〇記。

- (29) Hans-Heinrich Jescheck, a. a. O. (Anm. 1), S. 181 ff.
- (30) Hans-Jürgen Schroth, a. a. O. (Anm. 24), S. 163 ff.
- (31) Matthias Korte, a. a. O. (Anm. 3), S. 30 ff.
- (32) Hans-Jürgen Schroth, a. a. O. (Anm. 24), S. 163.
- (33) Hans-Jürgen Schroth, a. a. O. (Anm. 24), S. 164; Ellen Schlüchter, Zweites Gesetz zur Bekämpfung der Wirtschaftskrimina lität, 1987, S. 182.
- (34) Klaus Tiedemann, a. a. O. (Anm. 9), S. 170 f.
- (35) Erich Göhler, Gesetz über Ordnungswidrigkeiten, 11., neubearb. Aufl. (Beck'sche Kurz-Kommentare, Bd. 18), 1995, S. 213 ff. ただし、一九九四年に改められた後、秩序違反法(1)〇条は、次の通りである。  
第11〇条 法人おもる団体に対する過料  
(1) 何人か  
1 法人の代表権を有する機関の構成員による  
1) 権利能力な社団の業務執行機関の構成員による  
企業犯罪論の現状と展望 (1)

三 人的商事会社の代表権を有する社員として、または、

四 法人もしくは二、三にあげた団体の包括的全権受任者として、もしくは指導的地位にある業務代理人あるいは行為代理権者として、

犯罪行為または秩序違反行為を行い、それによつて、法人もしくは人的結合体に課されている義務が侵害され、または法人もしくは人的結合体が利得し、あるいは利得すべきであつたときは、これらの法人または人的結合体に対して過料を科すことができる。

(2) 過料の額は以下の通りとする。

一 故意の犯罪行為の場合、一〇〇万マルク以下

二 過失による犯罪行為の場合、五〇万マルク以下

秩序違反行為の場合、過料の最高額は、当該秩序違反行為について定められている過料の最高額とする。

(3) 第一七条四項および第一八条を準用する。

(4) 犯罪行為または秩序違反行為に基づく刑事手続または過料手続が開始されず、この手続が打ち切られ、あるいは刑罰が免除される場合でも、過料はこれを独立して科すことができる。但し、犯罪行為または秩序違反行為が法的理由により訴追できないときは、この限りではないが、第三三条第一項第二文はなおこれを適用する。

(5) 法人または人的結合体に対する過料の確定は、同一の所為に基づき、法人または人的結合体に対し、刑法第七十三条、第七三条aまたは本法第二十九条による追徴を排除する。

なお、本条の訳出にあたつては、クラウス・ティーデマン（西原春夫・宮澤浩一監訳）前掲書九四頁、松原久利・前掲論文六二頁を参考にした。

(36) マーストリヒト条約の発効後、EC委員会は、共通外交・安全保障政策や司法・内務協力体制の事務的責任を兼ねることから、欧洲委員会と呼称を改めたが、法的行為や法文書においては、従来のEC委員会の名称がひき続き用いられている（山根裕子・新版EU／EC法〔一九九五〕二〇頁）ことから、本稿では、EC委員会と表記した。また近年のEC（E

二) はねたる競争法の動向について、松下満雄螺・田口經濟法——EU内企業活動の法規制——(一九九三)、吉野正三郎・須澤隆夫螺等・田口在場統合の企業活動の法的規制(一九九四)、村上政博・田口競争法〔EU競争法〕(一九九五)等参考。

- (37) Gerhard Dannecker/Jutta Fischer-Fritsch, Das EG-Kartellrecht in der Bußgeldpraxis, 1989, S. 253.
- (38) Klaus Tiedemann, Der Allgemeine Teil des europäischen supranationalen Strafrechts, Jescheck-Festschr. Bd. II, 1985, S. 1419.
- (39) Gerhard Dannecker/Jutta Fischer-Fritsch, a. a. O. (Anm. 37), S. 254.
- (40) したがって、親会社は、子会社の違反行為に賃貸借の関係として、子会社の違反行為について連帯してあることは子会社による責任を默るべく。しかし、親会社は、一定の場合に子会社の違反行為に対する排除処置および過料の名宛人である。本上出題・症例題へ戻る。
- (41) Gerhard Dannecker/Jutta Fischer-Fritsch, a. a. O. (Anm. 37), S. 254.
- (42) Gerhard Dannecker/Jutta Fischer-Fritsch, a. a. O. (Anm. 37), S. 258 ff.; Anne Ehrhardt, a. a. O. (Anm. 7), S. 40 f.
- (43) Klaus Tiedemann, a. a. O. (Anm. 1), S. 1842.
- (44) Gerhard Dannecker/Jutta Fischer-Fritsch, a. a. O. (Anm. 37), S. 260 ff.; Bernd Schünemann, Die Strafbarkeit der juristischen Personen aus deutscher und europäischer Sicht, in: Bausteine des europäischen Wirtschaftsstrafrechts, hrsg. von Bernd Schünemann/Carlos Suárez González, 1994, S. 291 f. トマホークの米国における判例の整理も参考して下さい。本論第四総論参考。
- (45) Hans Joachim Hirsch, a. a. O. (Anm. 2), S. 9 ff.; Anne Ehrhardt, a. a. O. (Anm. 7), S. 42 ff.
- (46) Hans-Heinrich Jescheck, a. a. O. (Anm. 1), § 37, S. 363, und § 38, S. 379; Johannes Wessels, Strafrecht, Allgemeiner Teil, 24. Aufl., 1994, § 10 II 2, S. 108; Claus Roxin, Strafrecht, Allgemeiner Teil Bd. 1, 1994, 2. Aufl., S. 700 ff.
- (47) Hans-Heinrich Jescheck, a. a. O. (Anm. 1), § 23 VI, S. 204.

- (48) Hans-Heinrich Jescheck, a. a. O. (Ann. 1), § 23 S. 181; Matthias Korte, a. a. O. (Ann. 3), S. 15; Johannes Wessels, a. a. O. (Ann. 46), § 3 II 3, S. 24.
- (49) Hans-Heinrich Jescheck, a. a. O. (Ann. 1), § 23, S. 181; Matthias Korte, a. a. O. (Ann. 3), S. 16.
- (50) Hans-Heinrich Jescheck, a. a. O. (Ann. 1), § 23, S. 181; Matthias Korte, a. a. O. (Ann. 3), S. 16.
- (51) Matthias Korte, a. a. O. (Ann. 3), S. 16; Hans Joachim Hirsch, a. a. O. (Ann. 2), S. 19 ff.
- (52) Klaus Tiedemann, Wirtschaftsstrafrecht und Wirtschaftskriminalität, Bd. 1, Allgemeiner Teil, 1976, S. 204 ff.; ders., a. a. O. (Ann. 9) S. 157 ff.; ders., Strafrecht in der Marktwirtschaft, Stree-Wessels-Festschr., 1993, S. 527 ff.; Bernd Schünemann, Unternehmenskriminalität und Strafrecht, 1979, S. 249 ff.; ders., Strafrechtsdogmatische und kriminalpolitische Grundfragen der Unternehmenskriminalität, wistra 1982, S. 49 f.; Bruni Ackermann, Die Strafbarkeit Juristischer Personen im deutschen Recht und in ausländischen Rechtsordnungen, 1984, S. 186 ff.; Jürgen Baumann/Ulrich Weber, Strafrecht, Allgemeiner Teil, 9. Aufl. 1985, S. 196; Günther Jakobs, Strafrecht, Allgemeiner Teil, 2. Aufl., 1991, 6/44 f.; Günter Stratenwerth, Strafrechtliche Unternehmenshaftung?, Schmitt-Festschr., 1992, S. 295 ff.; Heiner Alwart, Strafrechtliche Haftung des Unternehmens vom Unternehmer zum Täterunternehmen, ZStW 105, 1993, S. 752 ff.; Hans Joachim Hirsch, a. a. O. (Ann. 2), S. 21 ff.; ders., Strafrecht als Mittel zur Bekämpfung neuer Kriminalitätsformen?, in: Neue Strafrechtsentwicklungen im deutsch-japanischen Vergleich, hrsg von Hans-Heiner Kühne/Koichi Miyazawa, 1995, S. 24 ff. (本編の解説文による。)；Klaus Volk, Zur Bestrafung von Unternehmen, JZ 1993, S. 429 ff.; Anne Ehrhardt, a. a. O. (Ann. 7), S. 215 ff. (本編の解説文による。)；Klaus Tiedemann, a. a. O. (Ann. 9), S. 170 ff.
- (53) Jürgen Baumann, Strafrecht, Allgemeiner Teil, 7. Aufl., 1975, S. 198.
- (54) Bernd Schünemann, Unternehmenskriminalität und Strafrecht, 1979, S. 249; Klaus Tiedemann, a. a. O. (Ann. 9), S. 170 ff.
- (55) Klaus Tiedemann, a. a. O. (Ann. 9), S. 170 ff.

- (56) Klaus Tiedemann, a. a. O. (Ann. 9), S. 170 ff.
- (57) ヒルハコが、法人の犯罪能力を肯定したりとは、彼が目的的行為論の主張者であるだけに学説上大きな意味をもつむのと思われる。わが国においても、福田教授が、一貫して法人の犯罪能力を否定していられた背景には、目的的行為論との調和が困難な点が一因として存在するものと思われる。しかし、ヒルハコは、この点については、行為論は、自然人行為者の次元や體やくわゆのやあら、それを法人に帰属した後は、問題の次元を異じやべぬ述べるまゝでござ。<sup>65</sup> Hans Joachim Hirsch, a. a. O. (Ann. 2), S. 10. もだ、この点を指摘するもムレ、Claus Roxin, a. a. O. (Ann. 46), S. 203, Fn. 115d.
- (58) Hans Joachim Hirsch, a. a. O. (Ann. 2), S. 9 ff. und S. 25 ff.; ders., a. a. O. (Ann. 52), S. 24 ff.
- (59) Hans Joachim Hirsch, a. a. O. (Ann. 2), S. 25 ff.
- (60) マギコスの同一視原理の詳細は、本章第1節参照。
- (61) Günther Jakobs, a. a. O. (Ann. 52), S. 149.
- (62) 金澤文雄「法人の犯罪能力と刑事責任——証券取引法の両罰規定改正を機会に——」岡山商大法学論叢1号（一九九三）五頁以下。まだ、他に法人処罰に関するマグコスの見解に言及するものムレ、松村格「刑法学のための行為概念——マステバ論的構想の素描——」畠田平一・大塚仁博士古稀祝賀・刑事法学の総合的検討（一九九三）一一九頁以下参照。
- (63) Klaus Volk, a. a. O. (Ann. 52), S. 429 ff.
- (64) Klaus Tiedemann, a. a. O. (Ann. 9), S. 171. ただし、H・ヒルハコは、もはや一步踏み込んで、欠陥製品による消費者の生命・身体の危険に対する法人の刑事責任を認める立場を主張す。<sup>66</sup> Hans Joachim Hirsch, a. a. O. (Ann. 2), S. 13.
- (65) Hans Joachim Hirsch, a. a. O. (Ann. 52), S. 24 ff.
- (66) Vgl. zum Beispiel Klaus Tiedemann, a. a. O. (Ann. 1), S. 1842.; ders., a. a. O. (Ann. 7), S. 1170 ff. りねりおこし、企業は、社会活動の一形態にあらず、規範の名宛人たり得なむしに企業の受刑能力を否定する見解によれ、Hans Joachim Hirsch, a. O. (Ann. 52), S. 26. がおる。

## 第三節 イギリス

## 一 史的展開

コモン・ロー系のイギリスでは、一九世紀半ばまで、原則的に企業等の法人の刑事責任は認められないとしていた。<sup>(1)</sup>そこには、「地獄に落とすべき魂も、蹴るべき身体もない」(no soul to be damned, no body to be kicked)<sup>(2)</sup>」法人の刑事責任を問うことは無意味とする姿勢がみられる。しかしながら、今日のイギリスの動向をみると、理論上、極めて広範な犯罪領域に対しても法人の刑事責任を認めており、また、その際に用いられる法理も多様かつ複雑である。今日までのイギリスの法人に対する刑事責任の発展の経緯は、次の三段階に分けることができる。<sup>(3)</sup>①不作為（義務不履行）犯から作為犯への適用範囲の拡大（一九世紀中頃）。②厳格責任からメンズ・レア (mens rea) への主観的犯罪成立要件の考慮（一〇世紀初頭）。③代位責任から行為責任への責任の性質の変更（一〇世紀中頃）。そこで、以下では、この三つの段階に分けて法人の刑事責任に関する判例の対応の変化を概観し、イギリスにおける法人の刑事責任の發展過程を正確に把握することに努めたい。<sup>(4)</sup>

(1) 不作為犯から作為犯へ（一九世紀中頃）　イギリスにおいて法人に対する刑事責任を認める動きは、一定の領域において例外を承認するところから始まった。<sup>(5)</sup>つまり、一七世紀頃から道路の整備等を怠った地方自治体の行政機関に対し、「公的ニューサンス (public nuisance)」を生じさせたとして、刑事責任を認める動きが見受けられるようになる。この場合、公的ニューサンスは、一定の義務の不履行という不作為によって実行可能と理解されていたた

めに、メンズ・レアや行為の帰属等が厳格には要求されなかつた。そのため、法人は犯罪成立要件を充足することが可能なのかといった根本的な問題について詳細な検討に立ち入らないままに、法人に刑事責任を課すことが認められたのである。<sup>(6)</sup>

さらに、一九世紀に入り、道路や運河の建設・整備等の公的事業が私企業に請け負われるにつれて、この理論は、それらの企業法人に対しても適用されるようになる。イギリスにおいて企業法人の刑事責任が初めて認められたのは、一八四二年のバーミンガム&グロウセスター鉄道社・ケース<sup>(7)</sup>であつた。本件の概要是、バーミンガム&グロウセスター鉄道社が、線路によつて分断された地域を結ぶために陸橋を建設するという制定法上の義務を怠つたとして起訴されたというものであつた。そして判決では、不作為犯について刑事責任を認めるという従来の原則が企業法人に対しても踏襲された。<sup>(8)</sup>

しかし、バーミンガム&グロウセスター鉄道社・ケースで確認された不作為犯の領域に企業等の法人の刑事責任を限定する理論は、その四年後にグレート・ノース・オブ・イングランド鉄道社・ケース<sup>(9)</sup>において早くも覆される。本件の概要是、被告人であるグレート・ノース・オブ・イングランド鉄道社が、公道の一部を横切るかたちで違法に鉄道を敷設し、さらに、鉄道の敷設場所に陸橋を建設したが、これも法律で定められた基準を充たしていなかつたため起訴されたというものであつた。同社は、本件において、「不作為（nonfeasance）」と「失当な行為（misfeasance）」を区別する必要があり、このうち法人は積極的な行為（作為）である失当な行為をなし得ないと抗弁を行つた。これに対して判決では、以下の二点を根拠に有罪が言い渡された。第一に、作為と不作為の区別は常に可能なわけでは

ない。第一に、たとえ全ての犯罪について作為と不作為の区別が可能であるとしても、それは、一定の犯罪に対しても法人が有責とされ、他については有責とされないことの理論的根拠とはなり得ない。

この判決を契機に、イギリスでは不作為犯のみならず作為犯についても、法人の刑事責任が問われることとなつた。さらに、本件判決においてデンマン裁判官は、法人にあつては、「明らかに、犯罪を犯す者の不道徳な精神によつて特徴づけられ、人および国民に内在する社会的義務の違反である」<sup>(12)</sup> 反逆罪、重罪、偽証罪、人身に対する罪または道德上の不正行為を犯すことはできないと述べ、法人の刑事責任が認められる領域の新らしい限界を示した。<sup>(13)</sup> つまり、領域の限界がメンズ・レアの要否によつて設定されたのである。一九世紀以後のイギリスでは、産業化、都市化にともない、社会が複雑化し、社会生活を効率的に営むために一定の行動基準を法制化する必要が生じた。そのため、多くの基準が法律に規定され、この基準に違反した場合、犯罪として刑罰を科すことが定められた。イギリスでは、この類型の犯罪は、「公共福祉犯 (public welfare offense)」と呼ばれる。この公共福祉犯は、多くの場合、「厳格責任 (strict liability)」の法理を採用し、効果的な法の執行を保障するためメンズ・レアを要求せず、また、刑罰が軽微な罰金刑にすぎなかつたことから、法人に刑事責任を課すことが認められたのである。<sup>(14)</sup>

(2) 厳格責任からメンズ・レアへ（一〇世紀初頭） ゲレート・ノース・オブ・イングランド鉄道社・ケースでは、法人の刑事責任を認める範囲を限界づける基準として、メンズ・レアの必要な犯罪と必要でない犯罪という区分が示された。しかし、この基準も、それ以前のものと同様、法人に対する刑事責任の及ぶ範囲について絶対的な限界を示すには至らず、新たな問題に直面することとなつた。すなわち、一九一七年のマウセル・ブラザーズ社・ケース<sup>(15)</sup>

においてメンズ・レアを要件とする犯罪について法人自身が起訴されたのである。本件は、マウセル・ブラザーズ社の代理人が、正規の輸送料金の支払いを避けるために、輸送商品に不正表示を行つたものであるが、この犯罪が成立するためには、「料金の支払いを逃れる意図」というメンズ・レアが必要とされていたため、この代理人の行為について、法人の刑事責任を問う」とができるかが争われた。判決では、立法趣旨に着目し、当該制定法は法人に責任を帰すことを意図していたかという観点から結論が導かれた。そして、「当該法律の条文および目的に鑑みれば、立法者の禁じた行為が従業者によつて職務の範囲で実行されたとしても、準犯罪 (quasi-crime) 行為に対する責任を雇用主の負わせることを立法者は意図していたと考えられ<sup>(16)</sup>」ると判断された。さらに、「その判断が適切であれば、法人に負わせることを立法者は意図していたと考えられ<sup>(17)</sup>」として、代理人の意図が認められれば、メンズ・（有限会社）雇用主と自然人の雇用主との間に差異は存在しない」として、代理人の意図が認められれば、メンズ・レアを必要とする犯罪についても法人自身の主觀を問題とする」となく、法人に責任を帰す」とができるとする「代位責任 (vicarious liability)」の法理を認めた。本件判決において言及されている準犯罪とは、刑法上の犯罪の一種として認められているが、個人の非倫理的な行為を基礎とした自然犯 (mala in se) とは特徴を異にし、刑事责任を賦課する際の条件が、時代<sup>(18)</sup>との社会の価値観に依拠する法定犯 (mala prohibita) であるとされる。この判決以後、メンズ・レアを要件とする犯罪についても、この準犯罪については、社会的要請に応えるべく、不法行為の領域で發展してきた代位責任の法理に基づいて、自然人行為者もメンズ・レアを具備すれば、直接法人の主觀を考慮することなく法人自身を有責とする」とが可能とされていった。

(3) 代位責任から行為責任へ（二〇世紀中頃） 法人の刑事责任を認める範囲は、不作為犯から作為犯への適用

範囲の拡大と厳格責任からメンズ・レアへの主觀的犯罪成立要件の考慮という一段階の発展の結果、作為・不作為を問わず、また厳格責任の適用が認められた領域のみならずメンズ・レアが犯罪成立要件とされている領域に及ぶまでに拡大した。ただし、この二段階の発展では法人自身の主觀が検討されることなく、メンズ・レアを要する犯罪に関する點では、準犯罪に限り、代位責任の法理によつて従業者の責任の法人への転嫁を認めたにすぎなかつた。つまり、

この段階では、準犯罪以外の犯罪類型については、メンズ・レアとアクトウス・レウス (*actus reus*) の両方を考慮した行為責任しか認められないとする伝統的な刑法理論の原則が維持されていたのである。しかし、このような形で法人の刑事責任を認める領域を制限する姿勢は、二〇世紀の半ばにさしかかる頃から次第に緩和されていくことになる。<sup>(19)</sup>

まず、①ケント&サセックス・コントラクター社・ケース、<sup>(20)</sup> ②I・C・R・ハウラージ社・ケース、および③I・ブレスラーソ・ケースの一九四四年に判決の下された三つの事例において、メンズ・レアを要する犯罪に対し法人の行為責任が問えるかが争われた。①の事例は、車輛記録の報告書を監督官庁に提出するにあたり虚偽の内容を記載した行為につき、欺罔の意図をメンズ・レアとする制定法上の犯罪にあたるとして法人自身が起訴されたものである。本件において、運送部長には欺罔の意図が認められたが、第一審は、法人にはメンズ・レアを必要とする犯罪は犯しえないとして法人の刑事責任を否定した。これに對して控訴審では、法人は自然人である代理人を通じて認識をもち、意図を形成するが、その代理人の認識や意図が法人に帰せられるような場合はあり得るとして法人に有罪が言い渡された。②の事例は、専務取締役 (managing director) の他九名が詐欺を共謀したとして、自然人行為者とともに法人

が起訴され、コモン・ロー上の軽罪にあたる共謀罪に問われたものである。本件の控訴審判決では、次の二点を根拠として法人に有罪が言い渡された。第一に、法人が起訴され得ない犯罪は例外である。第二に、本件において専務取締役の行為は法人自身の行為といえる。<sup>③</sup>の事例は、秘書および販売部長 (sales manager) が自らが不正な利益を得るために法人の販売商品を売却したが、売却にともなう譲渡税に関する報告書を作成・提出する際に、重要事項につき虚偽の記載を行つたために、これが欺罔の意図をメンズ・レアとする制定法上の犯罪にあたるとして法人自身が起訴されたものである。本件においても、報告書への虚偽の記載を代理人の行為を職務の範囲内と認定し、法人を欺く意図でなされた行為であつても、代理人である事実は変わらず、これを法人自身の意図と行為とみると問題はないとして、法人に有罪が言い渡された。このように三つの判例では、メンズ・レアが必要とされる犯罪について、いずれも法人の刑事責任が肯定され、法人自身に有罪が言い渡された。つまり、これら三つの判例を通じて、メンズ・レアを要求する犯罪類型についても「同一視原理 (principle of identification)」を採用し、法人の行為責任を認める方向が示されたのである。この同一視原理とは、法人内の一定の管理職員のメンズ・レアと行為を法人自体のメンズ・レアと行為と法的には同一であるとみなすことによつて、法人の行為責任を認める理論である。<sup>(23)</sup>この法理が採用されることによつて、理論的には、法人の刑事責任が認められる犯罪類型が飛躍的に拡大することとなつた。

このように法人自身の行為責任を認めようとする理論構成は、一九七一年のテスコ・スーパーマーケット社・ケー<sup>(24)</sup>スの貴族院判決において判例上明確に採用されるところとなつた。本件は、テスコ・スーパーマーケット社の支店において、商品が実際の価格よりも低く販売されている旨の表示が従業員および支店長の落ち度によつてなされたとし

て、一九六八年商品表示法（Trade Description Act 1968）違反で同社が起訴されたものである。しかし、商品表示法は、違反行為を「他人（another person）」が実行した」と、および違反の防止のために合理的な予防措置を講じ、相当の注意を尽くしていたことを抗弁として認めていた。そりや本件の争点として、①支店長は他人にあたるか、②テスコ・スーパーマーケット社に相当の注意が認められるかの二点が問題とされた。判決では、メンズ・レアを要件とする犯罪の場合、法人を有罪とするためには、管理職員（controlling officer）がメンズ・レアを有していたことを証明しなければならないとして、同一視原理に依拠した判断が下された。そして、数百に達する支店の一枝店長は、法人の管理運営について権限を有さず、法人と同一視できないので、「他人」に該当すると認定された。また、テスコ・スーパーマーケット社は定期的な監査を行い、違反防止に有効なシステムを適切に運用しており、相当な注意の抗弁が認められるとして、無罪が言い渡された。本件では法人の刑事責任は認められなかつたが、リード裁判官は以下のように判示し、同一視原理を代位責任と明確に区別して、その妥当性を説いた。「人は、認識や意図を抱き、あるいは過失をなし得る主觀を有し、そして自らの意思を実行する手足を有する。これに対して、法人は主觀と手足を有さない。したがつて、常に同一の者ではないにせよ、自然人を介して行為することとなる。そこでは、行為者は自らのために話し、あるいは行為しているわけではない。行為者は法人として行為しており、そのような行為に直結する行為者の主觀は法人の主觀である。その場合、法人が代位責任を有するか否かは問題ではない。行為者は、従業者として行為しておらず、代表者でも、代理人でも、あるいは受任者でもない。行為者は法人の具現者であり、あるいは行為者の適切な職務の範囲内では法人の外的な人格（persona）を介して聽き、そして話しているところ」ともで

きよう。行為者の主觀は法人の主觀である。それが有罪にあたる主觀であれば、罪の責任は法人の責任となる」。<sup>(25)</sup>

ここに至つて、今日イギリスにおいて法人に対する刑事責任を課すために用いられている法理がほぼ確立された。<sup>(26)</sup>つまり、現在イギリスにおいては、原則として法人の刑事責任を広い範囲で肯定する立場から、次の二種類の基準を使い分けて実際の問題に対応している。①公共の福祉犯または準犯罪と呼ばれる犯罪類型に対しては、行為者のメンズ・レアを要しない厳格責任の犯罪およびメンズ・レアを要する犯罪の双方について、代位責任の法理を適用し、法人に転嫁責任を課す。<sup>(27)</sup>②刑事犯を中心としたその他のメンズ・レアを要する犯罪については、同一視原理を適用し、法人の行為責任を課す。また、この二種類の基準を使い分けて、法人の刑事責任の問題に対応するという姿勢は、一九八九年に法律委員会によって提示された統一刑法典草案（Draft Criminal Code Bill）においても踏襲された。<sup>(28)</sup>

以上三つの段階に分けて法人の刑事責任の発展の経緯をみてきた。イギリスは、法人への刑事責任の賦課に対する必要性の観点が適用領域拡大の推進力となってきた。<sup>(29)</sup>しかし、一方では、その無限定な適用の拡大を防ぐために、個人の主觀と行為を前提に構成されてきた伝統的な刑法の枠組みが、抑制力として機能し続けている。そして、必要性と伝統的な刑法の枠組みの維持との間の調和が図られるなかで、今まで法人の刑事責任を認めるためのさまざまな理論構成が生み出されてきたといえよう。<sup>(30)</sup>

## 二 「同一視原理」の動搖

一九四〇年代半ばの同一視原理の導入によって、イギリスでは理論上、法人に対する広範な犯罪類型に刑事責任を課し得るようになった。しかし、この同一視原理に対しても、従来よりさまざま問題点が指摘されてきた。同一視

原理の主な問題点は、次の六点に要約できよう。①法人と同一視可能な管理職員の範囲が不明確である。<sup>(31)</sup>②大企業においては、一定の権限を有する者が組織編成上、比較的下位に位置することになり、法人と同一視することができない<sup>(32)</sup>。③企業の複雑な組織構造において、同一視すべき自然人を特定することは困難である。<sup>(33)</sup>④一定の管理職員の行為を一方で行為者自身の行為責任と捉えながら、他方で法人の行為責任と捉えることに理論的な説明がなされていない<sup>(34)</sup>。⑤自然人行為者の特定を要求する限り、真の意味での法人固有の責任を根拠づけることにはならない。<sup>(35)</sup>⑥同一視による限定は、刑事政策的な法人の刑事責任への要求と合致しない<sup>(36)</sup>。これらの問題が解決されることなく放置されるなかで、一九八〇年代後半に一つの事例を契機に同一視原理の適用の限界が具体的に明らかにされた。さらに、これにともない法人の刑事責任の議論に新たな動きもみられる。以下では、こうした新たな動向を考察することよつて、現在のイギリスの法人に対する刑事責任の問題点と今後の展開を検討していきたい。

(1) 同一視原理の実質的限界 同一視原理の問題点が依然として解消されないなかで、従来より指摘されてきた法人に対する刑事責任の追及の限界を浮き彫りにし、同時に新たな問題点を明らかにしたのが、P&Oヨーロピアン・フェリー社所有のフェリー<sup>(37)</sup>（ドーバー）社・ケース<sup>(38)</sup>であった。本件は、一九八七年にP&Oヨーロピアン・フェリー社所有のフェリーが、船首のドアを開けたままでベルギーのゼーブリュッヘ（Zeebrugge）港を出航したために、港外で浸水・沈没し、一八九名の乗客の生命が奪われたというものである。その際、ドアの開閉を任務とする副甲板長はキャビンで就寝中であり、またブリッジの船長からドアの開閉を確認する方法もなかつたことから、同社の安全管理体制が問題とされた。このため七名の関係者（このうち少なくとも二名が法人と同一視可能な管理職員であるとされる）とともに

に、P&Oヨーロピアン・フェリー社自身が故殺罪<sup>(40)</sup>で起訴された。しかし、判決では七名全員に対しても沈没に関する無謀の主觀を有していなかつたとして手続の停止と無罪が言い渡され、法人に対する刑事責任も問われず結審する」ととなつた。

本件の判決をめぐつては、イギリス刑法は法人に対しても故殺罪を適用することを予定している旨の説示<sup>(41)</sup>がなされた点について一定の評価が示されている。しかし、法人の経営システムの問題点が明らかにされたにもかかわらず、最終的には刑事責任を誰にも課せなかつたことから、本判決は学会や実務からの厳しい批判にさらされることとなつた。その批判は大きく次の二点に分けることができる。<sup>(42)</sup>

第一に、故殺罪のメンズ・レアである無謀の内容の理解に問題がある。本件において適用された故殺罪は、いくつかの類型に分類される。とくに、法人は、「無謀による故殺 (reckless manslaughter)」と「不法行為による故殺 (unlawful act manslaughter)」の二つの形態の故殺が実行可能であるとされる。このうち、本件においてP&Oヨーロピアン・フェリー社は、前者の罪で起訴された。<sup>(43)</sup>そこで、故殺罪のメンズ・レアとして無謀の証明をいかなる基準によつて行うかが問題となつた。具体的に本件において着目されたのは、「慎重なフェリー船員であれば、通常船首のドアを開けたままで出航することに明確かつ重大な危険が存在することを認識する」とが可能であつた」と証明する際の法律上の基準であつた。<sup>(44)</sup>この点については従来より、過失と同様にそのような危険の存在が一般的に予見可能であったことを証明すれば無謀は認められるとする見解と、「完全に明らか」か、あるいは「目前に迫つている」との証明が必要であるとする見解との対立が解釈上存在した。本件の首席判事であるターナー裁判官は、このうち後者の

の見解に同調しながら、「被告人の当該行為時の主觀を同様の行為に従事している合理的で慎重な者の認識と比べると、被告人には危険の認識が著しく不足していた」と述べ、無謀の存在を否定した。<sup>(45)</sup>そのため、このように無謀の内容を理解したのでは、今後同種の事例が発生した場合にも、無謀の存在を立証することは实际上不可能になるとの懸念が高まつた。

第二に、法人を有責とする際に、違法行為を行つた法人内の管理職員の特定を前提とすることは、法人の刑事責任の判断にとって適切ではない。<sup>(46)</sup>事故後に行われた運輸省の調査において、①乗員の勤務体制が長時間であつたこと、②船首のドアを開けたまでの航海が以前にも存在したこと、③ブリッジに船首のドアの開閉を確認するライトが必要であると働きかけていた複数の船長が存在すること等が明らかにされた。<sup>(47)</sup>それにもかかわらず、法人の刑事責任を認めることができなかつたのは、その認定が同一視可能な特定の自然人の存在を前提としているためであるとして、同一視原理に対する批判が高まつた。これにともない、法人に刑事責任を賦課するための新たな法理として、法人全体の刑事責任を認定するために複数の管理職員の落ち度や過誤を結合する「集合体の理論（principle of aggregation）」を支持する見解も主張されている。<sup>(48)</sup><sup>(49)</sup>

本件をめぐるこれらの批判は、以来、法人の刑事責任を論じる際に共通してあてはまるものと受けとめられている。そして、同一視原理を含めて現在実際に適用されている法理では、拡大し続いている企業活動をコントロールする手段として刑法を有効に適用できないとの声が高まつてゐる。

は、一九九四年四月に「非故意殺罪 (Involuntary Manslaughter)<sup>(50)</sup>」と題する報告書を公刊し、故殺罪の構成を大幅に変更する提案を行つた。このでは、法人による故殺のみならず故殺罪全般に関する、現在の刑事法制に適応するようにな次の二点の改正が提唱された。

第一に、「不法行為による故殺罪」と呼ばれる類型の非故意殺罪を全面的に廃止することを提案した。<sup>(51)</sup>この類型の非故意殺罪は、違法な行為を実行したが、死の結果または重大な身体への侵害を惹起する意図のない場合に成立する。しかし、行為者が殺害の意図を有さず、また、死の結果を予見できなかつたことに合理的な理由のある場合に、重大な犯罪類型である故殺罪として扱う」とは不適切であるとする見解がこれまでにも指摘されていた。そこで、このような行為については、新たに比較的軽い犯罪類型をつくり、そこで対応することが考えられた。<sup>(52)</sup>

第二に、「主観的な無謀による故殺罪 (subject reckless manslaughter)」および「過失による故殺罪 (negligent manslaughter)<sup>(53)</sup>」という新しい概念の導入を提案した。まず、死または重大な身体への侵害を惹起する危険を認識し、その危険を犯すこととに合理性のない者は「主観的な無謀 (subjective recklessness)」の状態で行為したと捉えるべきとした。こののような心理状態は現在「重過失 (gross negligence)」に包含されているが、主観的な無謀による故殺罪という有責性がより明確な類型として再構成する」とが提唱された。他方において、実行行為者が、以下のような要件に該当するときは、過失による故殺罪にあてはまるとした。①合理的にみて、自らの行為は死の結果または重大な身体への侵害をもたらし得ると気づくべきであるとき。②発生した危険を防止するために、合理的に要求される行為に比べて行為者のそれが重大か

つ著しく劣るとき。<sup>(54)</sup>

以上の二点の提唱にしたがつて法人に故殺罪を適用する場合、法律委員会によれば、次の二点が重要とされる。

第一に、法律委員会は、新たに設けた主觀的な無謀による故殺罪と過失による故殺罪と過失による故殺罪を法人に対しても適用することを提案した。このうち主觀的な無謀による故殺罪は、行為者の主觀面を重視することから、法人の責任を問う場合、同一視原理を引き続き用いることが支持された。<sup>(55)</sup>しかし、その一方で、主觀的な無謀による故殺罪より軽微な犯罪類型と考えられる過失による故殺罪については、同一視原理を放棄し、客觀的犯罪成立要件を重視して法人の刑事責任を認定するアプローチが提案された。このアプローチは、法人が前述した過失による故殺罪の二つの要件を充足しているのかを判断するにあたって、法人の作為や特別な精神状態を問題とする必要はなく、生命・身体への危険をともなう法人活動に対しても適切な予防措置を講じなかつたという不作為や一定の行為基準違反を根拠として法人の刑事責任を認め得るとしたのである。このような提案の基礎となつているのは、法人の活動には、重大な危険を発見し、あるいは、重大な危険の発生を回避するための手段を講じる高度な義務がともなうとする法律委員会の見解である。この法理が実際に採用されれば、これまで同一視原理のもとで上級管理者の刑事責任を認定できないため法人を有責とできなかつた事例について、法人の刑事責任を課す道が開かれることになる。<sup>(56)</sup>

第二に、過失による故殺罪において、法人に義務づけられている危険の発見および回避の方策が実際に、法人によつて適切に講じられていたかどうかを判断する方法として、経営システムが注目された。とくに、リスクマネージメントのシステムに着目することによつて、有効に法人の活動の有責性が判断できるとされた。<sup>(57)</sup>

以上のような法律委員会の提案がなされた後の一九九四年一二月にカイト&OLL社・ケースにおいて、イギリスでは初めて、法人を故殺罪で有罪とする判決が下された。本件は、被告人であるOLL社が経営する野外レジャーレジヤー施設で、カヌーの転覆事故によつて四名の学生が死亡したというものである。これに対し裁判所は、業務執行取締役 (managing director) とともにOLL社についても故殺罪で有罪として、罰金六万ポンドを言い渡した。本件は判例集に未登載であるため、判決の詳細は不明である。したがつて、ここで取り上げた故殺罪のメンズ・リアおよび法人の刑事責任を認定する際の法理についてどのような判断が下されたのかは明らかでない。しかし、これまでに得た資料から判断すれば、法人の刑事責任が認められた要因は、法人が小規模であつたために管理職員との同一視が認定しやすかつたことにあるといえよう。<sup>(59)</sup> 今後、さらに一步踏み込んで、従来より指摘されている大企業の刑事責任の認定の困難性を克服することができるのか、判例の動向を注視しなければならない。

法律委員会の提案は、これまでイギリスの刑事司法の歴史においてしばしば重要な役割を果たしてきたが、今回の提案が実際の刑事法の改正および判例上の法理の変更にどの程度影響を与えるかは、なお定かでない。しかしながら、このような提案がなされたこと自体が、すでにこれまでの法理だけでは十分に現実の問題に対応できていないという実態を明らかにしているのではなかろうか。加えて、イギリスでは、法人の刑事責任を構成するための法理への批判とともに、消極的な運用についても批判が集まっていた。<sup>(60)</sup> 委員会の報告書は、「この点に言及したうえで、「今日の状況を考慮した場合、運用面の改善だけでは、事態の好転は望めず、法理自体の改正が必要である」と述べている。<sup>(61)</sup> このような認識をふまえれば、近い将来イギリスにおける法人の刑事責任の法理に大きな変化が現れる可能性は高いと

思われる。

- (1) Thomas J. Bernard, "The Historical Development of Corporate Criminal Liability" (1984) 22 Criminology 3 at p. 3.
- (2) John C. Coffee, Jr., "No Soul to Damn : No Body to Kick": An Unscandalized Inquiry into the Problem of Corporate Punishment" (1981) 79 Michigan Law Review 386 at p. 386; Richard Card, *Card, Cross and Jones Criminal Law* (13th ed., 1995), at p. 575.
- (3) Thomas J. Bernard, *op. cit.* n. 1, at p. 4; Eliezer Lederman, "Criminal Law, Perpetrator and Corporation : Rethinking a Complex Triangle" (1985) 76 Journal of Criminal Law and Criminology 285 at pp. 288-289.
- (4) イギリスにおける法人の刑事責任の問題を論じた文献として、金沢文雄「英米法における法人の刑事責任」刑法雑誌四卷四号（一九五四）四九頁以下、丘塚登「英米における法人の刑事責任」阪大法学五九=六〇号（一九六六）一五四頁以下、真鍋毅「英米における法人刑事责任の『確立過程』」井上正治博士還暦祝賀・刑事法学の諸相下（一九八二）一七八頁以下、佐藤雅美「英米における法人处罚の法理」・〔〕阪大法学一四二号（一九八七）一〇一頁以下・一四七号（一九八八）一〇二頁以下、石堂淳「イギリスにおける法人の刑事责任について」莊子邦雄先生古稀記念祝賀・刑事法の思想と理論（一九九一）一一三頁以下参照。また、邦訳書として、S. W. 斯チュアーツ（大谷實・熊谷泰佑訳）・現代イギリス刑法——その基本原理と改革の動向——（一九七四）九七頁以下参照。
- (5) Thomas J. Bernard, *op. cit.* n. 1, at p. 6.
- (6) *Ibid.*; Richard Card, *op. cit.* n. 2, at p. 576.
- (7) *Queen v. Birmingham and Gloucester Railway Co.* [1842] 3 Q. B. 223.
- (8) だだし、イギリスにおける公的リバーサンスに基づく刑事责任は、実質的には、行政機関だけでなく、その責任者である自然人も同時に起訴し、責任を問う形態で発展したと言われる。そのため本件における、「これまでの全ての先例は法人内の自然人が含まれるが、ある者は確定されていて、その者が起訴されるべき」場合であったと指摘された。[1842] 3 Q. B. 223.

(9) リリード留意しておかなければならぬのは、鉄道会社への陸橋の建設義務が経営者等の自然人ではなく、立法上直接法人に向けられていた点である。したがって、イギリスにおける段階での法人の刑事責任の発展は、判例のみによるものではなく、立法の功績が大きかったと言ふべ。Thomas J. Bernard, *op. cit.* n. 1, at p. 7.

- (10) *Queen v. Great North of England Railway Co.* [1846] 9 Q. B. 315.
- (11) [1846] 9 Q. B. 315, 326.
- (12) [1846] 9 Q. B. 315, 326.
- (13) [1846] 9 Q. B. 315, 326. Thomas J. Bernard, *op. cit.* n. 1, at p. 7.
- (14) Thomas J. Bernard, *op. cit.* n. 1, at p. 7. まだ、公共福祉犯については、S. W. スチュアート（大谷實・熊谷泰佑訳）前掲書[六頁以下]、佐藤雅美・前掲論文(1) 一一頁以下参照。
- (15) *Mousell Brothers Limited v. London and North-Western Railway Co.* [1917] 2 K. B. 836.
- (16) [1917] 2 K. B. 845.
- (17) [1917] 2 K. B. 845.
- (18) Celia Wells, *Corporations and Criminal Responsibility* (1993), at p. 7.
- (19) 「既に先立て動かし」と「一七八九年には「法律の解釈に関する法律 (Interpretation Act)」が制定され、二条(1)項において、法文上反対の解釈をやくせり」とが明らかでなじめば、「人 (person)」には、法人が含まれる旨が規定された。そして、正式起訴または略式起訴による有罪とされた犯罪について、法の制定時期にかかわりなくその定義を適用することが規定された。この規定によれば、それ以後の法人の刑事責任を肯定した判例に実定法上の根拠が与えられる」とになった。J. C. Smith and Brian Hogan, *Criminal Law* (7th ed., 1992), at pp. 179-180.
- (20) *D. P. P. v. Kent and Sussex Contractors Ltd.* [1944] 1 K. B. 146.
- (21) *Rex v. I. C. R. Haulage Ltd.* [1944] 1 K. B. 551.
- (22) *Moore v. I. Bresler Ltd.* [1944] 2 All E. R. 515.

- (23) J. C. Smith and Brian Hogan, *op. cit.* n. 19, at p. 180. ただし、ケンブリッジ・カレッジ・オブ・エクセター・カレッジ・ケースについて、代位責任とは原理的に異なる固有の責任を法人に対し認めめたのかが必ずしも明確でなく、また、I. プレスラー・ソ・ケースの事例も広範な不法行為上の代位責任の原理を過度に刑法の領域に持ち込むものであるとの批判があるために、二者を同一の評価として扱うことは疑問である。佐藤雅美・前掲論文〔一〕十七頁。) 61) 他の事例を詳しく扱へるのを除く R. S. Welsh, "The Criminal Liability of Corporations" (1946) 62 L. Q. R. 345 at pp. 345-365. 口塚登・前掲論文〔一〕貳以降参照。
- (24) *Tesco Supermarkets Ltd. v. Nattrass* [1972] A. C. 153.
- (25) [1972] A. C. 153, 170.

- (26) したがって、現在イギリスでは理論上次の二つの類型について例外的に法人の刑事責任を否定する場合もある。(1)性質上、法人によるて犯し得ない犯罪の場合(強姦罪・偽証罪等)。(2)裁判所が科しえる刑罰が自由刑に限られる場合(謀殺罪等)。Richard Card, *op. cit.* n. 2, at p. 575.

- (27) 代位責任を認む、法人に刑事责任を課した最近の事例を除く *Tesco Stores Ltd. v. Brent L. B. C.* [1993] 2 All E. R. 718 (DC). および *National Rivers Authority v. Alfred McAlpine Homes (East) Ltd.* [1994] 158 JP 628 (DC) を参照。
- (28) 一九八九年イギリス統一刑法典草案の法人处罚規定は以下通りである。

## 第一九条

第一項 第(3)項の場合のほか、以下の場合に限り、他人のなした行為のために、(過誤の要件を除く) 犯罪の要件は人に帰せられ得る。

- (a) 犯罪の定義のなかで行為を帰せられ得る者として規定されている場合
- (b) 雇用または委任の範囲内の行為で、かつ犯罪の定義が両者に適用する表現で要件を規定する場合。
- 第二項 第(3)項の場合のほか、法規が規定している場合に限り、他人の過誤のために、犯罪の過誤要件は人に帰せられ得る。

(3)項 本条は、本法典より前に規定された犯罪に関するものとして、不動産または業務もしくは活動の運営を他人に委任している者に、他人の行為および過誤を根拠として、犯罪の要件を帰す現行規定の適用に影響を与えない。

### 第三〇条

第(1)項 法人は以下の事実を根拠に、過誤の要件を含まない犯罪の正犯として有罪となり得る。

(a) 被用者または代理人によつて、第二九条に規定された者としてなされた行為の存在、または

(b) 犯罪の要件となつてゐる不作為、業務の状態または結果発生。

第(2)項 法人の管理職員の一人が、自らの職務の範囲で、要件とされる過誤をともない行為し、犯罪に関与した場合に限り、法人は以下の犯罪形式につき有罪とされ得る。

(a) 過誤の要件をともなう犯罪の正犯、または

(b) あらゆる犯罪の共犯。

### 第(3)項

(a) 法人の「管理職員」とは、取締役、支配人、事務統括者、その他これらと同等の地位にあり、（その職を委任されたか否か、または正当に委任されたか否かを問わず）法人の管理に関与する者をいう。

(b) 本項において、国有の産業の経営または産業もしくは事業の一部の経営を目的とした法令によつて、またはその法令のもとで設立された法人に関するものとして、その事業が構成員によつて経営されている場合、「取締役」とは法人の構成員を意味する。

(c) 特定の資格で行為する者が管理職員か否かは法律問題とする。

第(4)項 管理職員は、ある犯罪について明記された行為、教唆、帮助、もしくは助長行為を行い、またはその行為を防止しない場合に、その犯罪に関与したことになる。

第(5)項 第(4)項については、管理職員は以下のような手段を講じることが可能でありながら、行わなかつたときに、その行為を防止しなかつたことになる。

- (a) その行為がなさないように保障するための手段、または  
(b) 不作為または状態もしくは結果の発生が犯罪を構成する場合の不作為または状態および結果の発生の防止または中止の措置。

第(6)項 管理職員は、法人に危害を与え、または自己もしくは他人によって加えられた危害を隠匿する意図をもつて行為するときは、「職務の範囲内」とはならない。

第(7)項 法人は、罰金その他の財産刑によつて処すことができない犯罪に対しても責任を負わない。

第(8)項 法人は、以下の要件から構成され、またはそれらを包含する抗弁を有する。

- (a) 一定の精神状態が存在すること。ただし、以下の場合に限る。  
i 犯罪に関与した全ての職員がその精神状態を有する場合。

ii いかなる管理職員も関与していなかつたとき、関与しなかつた従業員または代理人の全てがその精神状態を有する場合。

(b) 一定の精神状態が存在しないこと。ただし、犯罪の主たる部分に責任を負う全ての管理職員がその精神状態を有しない場合に限る。

(c) 要求される行動基準の法人自体の遵守。ただし、犯罪の主たる部分に責任を負う管理職員が該当行動基準を遵守する場合に限る。

Law Commission, *A Criminal Code for England and Wales*, no. 177 (1989). なお、本稿の訳出にあたつては、村井敏邦監修「〈資料〉一九八九年イギリス刑法草案——丈夫若出と解説」を参考とした。また、この他に、統一刑法典草案を紹介した文献として、奥村正雄「イギリスにおける統一刑法典立法化の動き」刑法雑誌三一卷二号（一九九〇）一四六頁以下、同「イギリス刑法の動向——刑法典立法化の動きを中心にして」刑法雑誌三三三卷二号（一九九四）四五八頁以下がある。

(29) Andrew Ashworth, *Principle of Criminal Law* (2nd ed., 1995), at p. 116. また、グレート・ノース・オブ・イングランド鉄道社・ケースの判決のなかで、デンマン裁判官は、「実際にそれを犯した者、すなわち、大多数の者たちを通じて活動する

法人の起訴による救済以外には、利益獲得のための高圧的な権力の行使を防ぐ効果的な手段ではあり得ない。」<sup>118</sup> しかし、法人の刑事責任を実質的な必要性の観点から肯定した。[1846] 9 Q. B. 315, 327. むろん、同様にいの点を指摘するものとして、金沢文雄・前掲論文八一頁・佐藤雅美「英米における法人処罰の法理工」(一九八七) 101頁以下、石野淳・前掲論文[1]九頁参照。

- (30) Andrew Ashworth, *op. cit.* n. 29, at p. 116.
- (31) L. H. Leigh, "The Criminal Liability of Corporations and Other Groups: A Comparative View" (1982) 80 Michigan Law Review 1508 at pp. 1514-1515.
- (32) Michael Jefferson, "Recent Developments in Corporate Criminal Responsibility" (1995) 16 Company Lawyer 146 at p. 147.
- (33) John Andrews, "Reform in the Law of Corporate Liability" [1973] Crim. L. R. 91 at p. 91.
- (34) Eliezer Lederman, *op. cit.* n. 3, at pp. 296-297.
- (35) Brent Firsse, "Reconstructing Corporate Criminal Law: Deterrence, Retribution, Fault, and Sanctions" (1983) 56 Southern California Law Review 1141 at p. 1187.
- (36) Brent Fisse, "Consumer Protection and Corporate Criminal Responsibility: A Critique of Tesco Supermarkets Ltd. v. Nattrass" (1971) 4 Adelaide Law Review 113 at pp. 113-129; Celia Wells, "The Decline and Rise of English Murder: Corporate Crime and Individual Responsibility" [1988] Crim. L. R. 788 at pp. 788-801.
- (37) P&O European Ferries (Dover) Ltd. [1990] 93 Cr. App. R. 72; [1991] Crim. L. R. 695.
- (38) ベーブニコラスのトマホーク事故の他にも、トコトマシハム鉄道の列車脱線事故(一九八八年) &渡洋船がノーハードモードと衝突し、五一名の乗客が死亡した事故(一九八九年) Bow Street Stipendiary Magistrate, *ex parte South Coast Shipping Co. Ltd* [1993] Q. B. 645 (DC) 締合相次ぎ、法人の刑事責任の闇心が、ベビニコラスドー風に醸められたるふれわね。しかし、前者の事例では、法人には安全配慮義務違反について有罪判決が下されたるに至り、後者の事例では、公訴回避官の命令により法人の起訴は中止され、故殺罪は適用されなかつた。Michael Jefferson, *op. cit.* n. 32, at p. 146.

- (39) Celia Wells, *op. cit.* n. 18, at p. 69.
- (40) 「だれもヤギニベゼ、本件の他、二件の事例における法人が故意罪や過失罪を犯した。」  
① *Cory Bros Ltd. [1927] 1 K. B. 810*;  
② *Northern Star Mining Construction Co. Ltd.*, *The Times*, 1 February 1965, at p. 2, 3 and 5. しかししながら、これが法人の  
刑事责任を認めた例はなかった。
- (41) [1990] 93 Cr. App. R. 72. ここで、HM Coroner for East Kent, *ex parte sponser* [1989] 88 Cr. App. R. 10, 16. を参照。
- (42) ハの地に、今回の無罪判決を含む、法人の管理職員に対する刑事责任を點した事例が僅少であるが、それら  
の事件に対する警察の捜査や公の無罪への批判がなされ、懸念が示されている。David Bergman, "Recklessness in  
the Boardroom" (1990) 140 New L. J., 1496 at p. 1496.
- (43) Celia Wells, *op. cit.* n. 18, at pp. 69-70.
- (44) ヤギニベの判例は、行為者の主觀が次のよつた状態にある場合に無謀の存在を認めている。①危険がとんだへりふを認識  
しながら、なぬも行為を継続する場合。②行為者が、危険があり得るハリを配慮しなかつた場合。Caldwell [1982] A. C.  
576. ハのべて、本件では、②の認定が可能かが争われた。Celia Wells, *op. cit.* n. 18, at pp. 69-70.
- (45) 本件におこり、無謀が認定された要因としては次の四点の弁護側の主張に検察側に対抗でんなかつたりふが指摘さ  
れる。①運行システムは無事に七年以上機能し、事故船舶と同型のもので六万回以上の航海が行われており、ヤードリュッ  
クの荷港も約五千回に及ぶとする統計的な主張（検察側は、単に、システムは事故を待つばかりであり、今まで発生して  
いたのは幸運に他ならぬ」と主張したが、考慮されなかつた）。②「ハアが開いている明確な危険はこつまでもなく  
航海の危険すら感じた」とがなかつたとの法廷での多数の前職または現職のP&O社の船長の証言に基づく主張（検察側  
は、危険判断は裁判官の独自の判断によると主張したが、ターナー裁判官は、これらの証言を考慮し、危険性の認識を否定し  
た）。③過去四度あつた船首のハアが開いたまでの航海では事故は生じてこなかつたとの経験に基づく主張。④運輸省の  
規制およびロイヤズ保険は、この開閉をドリッジで示すライムや実際的な報告を要求してこなかつたとの主張。David  
Bergman, *op. cit.* n. 42, p. 1496; Celia Wells, *op. cit.* n. 18, at pp. 68-72; Law Commission, *Involuntary Manslaughter*, Law

Commission Consultation Paper, no. 135 (1994) at pp. 104-107.

(46) David Bergman, *op. cit.* n. 42, p. 1496; Stewart Field and Nico Jörg, "Corporate Liability and Manslaughter: Should We Be Going Dutch?" [1991] Crim. L. R. 156 at pp. 156-171; Celia Wells, *op. cit.* n. 18, at p. 110; A. McColgan, "The Law Commission Consultation Document on Involuntary Manslaughter-Heralding Corporate Liability?" [1994] Crim. L. R. 547 at p. 547.

(47) Department of Transport, *M. V. Herald of Free Enterprise*, Report of the Court No. 8074. なほ、本報記述部分に述べる Celia Wells, *op. cit.* n. 18, at pp. 44-48, and p. 68. に依拠する。

(48) 「業界体の原理」 も、日本でもナスカの判例では既定されてゐる。 *R v. H. M. Coroner for East Kent, ex parte Spooner and Others* [1989] 88 Cr. App. R. 10, 16. に於て判示され、ナスカは衆國の連邦と同様、ヤドヒヨシの法理や適用をもつてQ<sup>o</sup>。後述本章第四回を参照。

(49) Stewart Field and Nico Jörg, *op. cit.* n. 46, at pp. 156-171; J. C. Smith and Brian Hogan, *op. cit.* n. 19, at p. 180; Celia Wells, *op. cit.* n. 18, at pp. 132-133.

(50) Law Commission, *op. cit.* n. 45. また、本報に於けるイギリスのイー Ian Barker, "Involuntary Manslaughter" (1994) 138 Solicitors Journal 796 at pp. 796-797; Alan Reed, "Criminal Law Update" (1994) 138 Solicitors Journal 1016 at pp. 1016-1017; A. McColgan, *op. cit.* n. 46, at pp. 547-557. 参照。

(51) Law Commission, *op. cit.* n. 45, at pp. 32-33 and pp. 108-133.

(52) *Ibid.*; Ian Barker, *op. cit.* n. 50, at p. 796.

(53) Law Commission, *op. cit.* n. 45, at pp. 112-113.

(54) *Ibid.*, at pp. 116-119.

(55) *Ibid.*, at pp. 129-133.

(56) ナスカでは法人の自然人の主觀や行為を考慮せよとして、法人の刑事責任を認めるプローチを支持する立場。

James Gobert, "Corporate Criminality: New Crimes for the Times" [1994] Crim. L. R. 722 at pp. 722-734; James Gobert,

“Corporate Criminality: Four Models of Fault” (1994) 14 Legal Studies 393 at pp. 407-410. があ。されし、法律委員会の提案の點題は、A. McColgan, *op. cit.* n. 46, at pp. 554.

- (57) Law Commission, *op. cit.* n. 45, at pp. 131-133. あだ、 Ian Barker, *op. cit.* n. 50, at p. 797. も参照。

- (58) *R. v. Kite and Oil Ltd.* The Times, 9 December 1994, at p. 3. あだ、 Gary Slapper, “A Corporate Killing” (1994) 144 New L. J., 1735 at p. 1735; Michael Jefferson, *op. cit.* n. 32, at pp. 146-147; Andrew Ashworth, *op. cit.* n. 29, at p. 116.

(59) Gray Slapper, *op. cit.* n. 58, p. 1735. ざ、本件が今後の法人への刑事法の対応による程度の影響を与えるかは定かではない。しかし、少なからぬ点の二つの側面で重要な意味をもつた。①法人に故意を適用したくない意味やのンハボリックな面。②安全性への配慮を怠った企業への威嚇効果の面。

- (60) 法人に対する刑事法の運用が過激的であるとの批判について、 Celia Wells, *op. cit.* n. 18, at pp. 39-43. 等を参照。
- (61) Law Commission, *op. cit.* n. 45, at pp. 127-128.

#### 第四節 アメリカ合衆国

##### 一 史的展開

アメリカ合衆国における法人の刑事責任の発展過程をみると、適用される法理およびその範囲の両方にについてイギリスにおける発展過程とパラレルである点が、これまでしばしば指摘されてきた。<sup>(一)</sup> いには、イギリスと同様に現実に即した対応を探求するアメリカ合衆国の刑事システムの特徴が強く反映してこねぶらえよ。しかし、一九四〇年代以降、アメリカ合衆国では、法人の刑事責任についてイギリスとは一線を画した独自の展開をみせてくる。した

がつて、アメリカ合衆国での法人の刑事責任の史的展開を概観する場合、その発展過程を正確に把握するだけでなく、イギリスにおける法人の刑事責任の発展過程との分岐点を探り、独自の展開をみせるに至った要因を検討することが重要となる。そこで、以下では、判例を中心にアメリカ合衆国における法人の刑事責任の史的展開をイギリスと同様の三段階に整理し、これらの問題に一定の結論を導きたい。<sup>(2)</sup>

(1) 不作為犯から作為犯へ（一九世紀中頃） アメリカ合衆国でも、法人への刑事責任の適用は、道路や運河の補修等を怠った公的ニューサンスの不作為犯について有罪とされた代表的な事例として、コーポレーション・オブ・アルバニー・ケース<sup>(3)</sup>がある。本件の概要は、ハドソン河の内湾の清掃義務を怠り、河川を汚染したとして法人自身が起訴されたというものである。これに対する判決は、従来から認められてきた不作為犯における法人の刑事責任を肯定した点、および法人の刑事責任の有無を判断するにあたり公共性と救済の必要性に重点をおいた点で注目に値する。<sup>(4)</sup> アメリカ合衆国で、このような公的ニューサンスについて法人の刑事責任を問う動きは、既にイギリスより一世紀以上早い一八世紀の初期にみられる。その要因として、T・バーナードは、公共事業の民間企業への移管がイギリスよりも早くから進められていたこと、およびイギリスとは異なり、法人を起訴する際に、同時に特定の自然人行為者を起訴することを要しなかつたことをあげている。<sup>(5)</sup>

しかし、アメリカ合衆国の判例は、イギリスで作為犯についての法人の刑事責任が肯定されてからわずか六年後の一八五二年に、モリス&エセックス鉄道社・ケース<sup>(6)</sup>において、作為犯についての法人の刑事責任を肯定した。本件の

概要は、公道に建築物を建造し、鉄道車輌で道路を遮断したとしてモリス&エセックス鉄道社が起訴されたものである。本件判決は、以下の二点を根拠として、設立趣意書に記されていない行為についても、自然人ではなく利益を享受している法人が責任を負うべきとした。<sup>(7)</sup> ①不法行為に対する民事上の責任が法人に対して既に認められている点に鑑みて、刑事責任のみを否定する理由がない。②公的ニューサンスに対する起訴の主目的は、ニューサンスの除去を確保することにある。この判決では、時間的な側面の他に、内容的にも次の二点についてイギリスにおける法人の刑事責任の展開と類似性を見て取ることができる。第一に、作為と不作為を厳格に区別することは不可能かつ非論理的であることを根拠として法人の刑事責任の適用範囲の拡大が図られた。<sup>(8)</sup> 第二に、判旨において「法人は、その性質上、反逆罪、重罪、またはその他の実行に悪意（malus animus）をともなう犯罪につき有罪とはされ得ない」と言及され、法人の刑事責任の新しい限界として、犯罪成立要件としてメンズ・レアを要する犯罪を法人は犯すことができないとする基準が示された。また、二年後には、プロプリエター・オブ・ニューベルフォード・ブリッジ・ケースにおいても、これと同趣旨の判決がなされた。本件は、河川に違法に鉄橋を建設し、船舶の航行を妨害したとして法人が起訴されたものである。これに対して、被告人は、法人は失当な行為によつて起訴され得ないとして無罪を主張した。しかし、判決では、従来の判例が前提としてきた法理は、法人が数のうえでも少なく、影響力や目的も限られていた時代につくられたものであり、根本的に修正する必要があるとして、法人に対して有罪が言い渡された。<sup>(11)</sup> これらの事例を通じて、作為犯に法人の刑事責任の適用を拡大する動きは確実なものとなつた。さらに、作為犯への法人に対する刑事責任の適用範囲の拡大は、公的ニューサンスの枠を超えた様々な形態の犯罪類型にも肯定されていった。<sup>(12)</sup> この適

用範囲の公的ニューサンス以外の犯罪類型への拡大についても、その背景に法人处罚に対する強い社会的要請があつたといえる。

(2) 厳格責任からメンズ・レアへ（二〇世紀初頭）　　このように法人の刑事责任の範囲が拡大していくなかでも、法人はメンズ・レアを要する犯罪を犯すことはできないという命題は維持されていた。そこでは、法人は擬制された存在であるとの觀点から、主觀のない法人にそのような犯罪類型に対する刑事责任を認めるることはできないとする考え方や、そのような犯罪の实行は法人の目的および認められた権限を超えており、法人に責任を課すことはできないとする考えがなお根強く反映していたといわれる。<sup>(13)</sup>しかし、一九世紀末には、裁判所は、メンズ・レアを要する犯罪のうち一定の範囲について法人の責任を認める方向を示し始めた。つまり、裁判所は、特別な意図を要する犯罪と一般的な意図のみを要する犯罪とを区別し、後者については法人にも責任を課すことが可能であるとの認識を示し始めたのである。<sup>(14)</sup>このような方向性が明確に承認されたのが、一九〇八年のニューヨーク・セントラル&ハドソン・リバー鉄道社・ケース<sup>(15)</sup>の連邦最高裁判所判決であった。本件の概要是、鉄道輸送に関するリベートの供与を禁止した一九〇七年のエルキンズ法（Elkins Act）に違反し、製糖所への贈賄を行つたとして、ニューヨーク・セントラル&ハドソン・リバー鉄道社が起訴されたというものである。これに対して弁護側からは、従業者の行為につき法人の代位責任を認めたエルキンズ法一条は違憲であり、法人に罰金刑を科すことは無関係な株主を罰することに他ならず、法の適正手続にも反するとの主張がなされた<sup>(16)</sup>。しかし、判決では、法的見地または公共政策の見地からは、議会がそのような責任を輸送会社に課せないと考える根拠は見出せないとして有罪が言い渡された。この判決においても、それ以前

と同様に法人处罚の必要性の観点に比重をおいた現実的な視点を見て取ることができる。すなわち、判決理由として以下の四点が示されたのである。①営利取引の大部分が法人により行われている事実を看過するわけには行かない<sup>(17)</sup>。

②法人は犯罪をなし得ないという古い観念に捕われていては、立法者は法人の違法行為をコントロールするための唯一の効果的手段を失うことになる。<sup>(18)</sup>③法人が権限を付与した代理人の意図および目的に基づいて、法人自身を有責とし、取引をコントロールできないとなれば、それは法人への刑事司法上の対応として後退を意味する。<sup>(19)</sup>④法人が行い得ない犯罪が存在することは認めるとしても、本件で問題となっている犯罪は、制定法によって一定の目的のために禁止された行為の犯罪に属しており、この類型の犯罪は、権限の範囲内で行為した代理人の犯罪行為に対する法人への責任の賦課を理論的および政策的に命じている。<sup>(20)</sup>これ以後、一般的な意図を要件とする犯罪について法人への刑事責任を認める判例の多くが、本件判旨を引用するようになつた。<sup>(21)</sup>

ひとたびメンズ・レアを要件とする犯罪について法人の刑事责任を認める方向が示されると、その傾向は、急速に強まっていった。その対象は、もはや一般的な意図を要件とする犯罪にとどまらず、裁判所侮辱<sup>(22)</sup>、連邦および州の反トラスト法違反の共謀<sup>(23)</sup>等の特別な意図を要する犯罪についても次第に法人の責任が認められるようになった。その結果、法人の刑事责任が認められる範囲は飛躍的な拡大を遂げた。<sup>(24)</sup>したがつて、一九〇八年以降アメリカ合衆国では、代位责任の法理を広範に採用し、ニューヨーク・セントラル&ハドソン・リバー鉄道社・ケースが示した次の三つの要件に該当すれば、法人に刑事责任を帰すことが認められる。①自然人行為者が法人の代理人または従業者である。②代理人または従業者の犯罪行為が自らの職務または権限の範囲にある。③代理人または従業者の犯罪行為は、法人

のために行われたものである。

(3) 代位責任から行為責任へ（二〇世紀中頃）　このように代位責任に基づく法人への刑事責任の賦課は、連邦裁判例において現在まで踏襲されており、広範な犯罪類型に対しその適用が認められている。しかし他方では、代位責任の法理を刑法の領域において広く適用することについては、刑法の基本原則である責任主義の観点から容認できないとする厳しい批判が絶えず示されてきた。<sup>(25)</sup> また、前節でみたようにイギリスでは一九四〇年代以降、判例が同一視原理に基づき法人の行為責任を認める方向を示し、法人への刑事責任の賦課の必要性と刑法の基本原則との調和が図られてきた。<sup>(26)</sup> このような代位責任への批判やイギリスの動きを契機として、アメリカ合衆国でも一九六一年にアメリカ法律協会（American Law Institute）によって提唱された模範刑法典（Model Penal Code）において同一視原理が採用される」ととなつた。

模範刑法典は、法人の刑事責任について、次の四つの異なるアプローチを採用した。①コモン・ロー上の犯罪に対する同一視原理に基づく行為責任。②メンズ・レアを必要とする犯罪に対する代位責任。<sup>(27)</sup> ③厳格責任の犯罪に対する代位責任。<sup>(28)</sup> ④制定法上の作為義務違反に対する責任。このうち、同一視原理は、法人に刑事责任を課すという立法上の目的の存在が明確ではなくメンズ・レアを必要とする犯罪、すなわちコモン・ロー上の犯罪について採用された。そこでは、犯罪が取締役会（board of directors）または上級管理職員（high managerial agent）によって実行、委任または無謀に黙認されたときに、法人に行行為責任を課すことができると思定された。<sup>(29)</sup> すなわち、模範刑法典は、これらの類型の犯罪につき、同一視原理を採用し、法人を起訴するために高い地位にある者の直接的な関与の証明を要求

することによって、法人の刑事責任の範囲を限定したのである。<sup>(30)</sup>

模範刑法典は、その後、アメリカ合衆国の州レヴェルでの刑法典編纂作業に強い影響を与えた。したがって、一九四〇年代以降アメリカ合衆国が、イギリスと異なる独自の展開をみせた背景を探るためには、さらに州レヴェルにおける法人の刑事責任の問題への対応についても概観しておく必要がある。

## 二 州レヴェルの法人の刑事責任

現在アメリカ合衆国では、個人法益に対する犯罪を中心としたコモン・ロー上の犯罪の多くについて、原則として各州が規制権限を持つている。このため、アメリカ合衆国において法人の刑事責任が認められる基準および範囲を考察する場合、連邦と並んで州レヴェルでの動向にも目を向ける必要がある。しかし、アメリカ合衆国では、五〇の州とコロンビア特別区がそれぞれ独立した司法権をもち、独自の刑法を有しているため、その特徴を一概に論じることはできない。そこで以下では、各州とコロンビア特別区が、法人の刑事責任を判断するために現在適用している基準とその範囲について、一定の類型化を試みたうえで検討することにしたい。

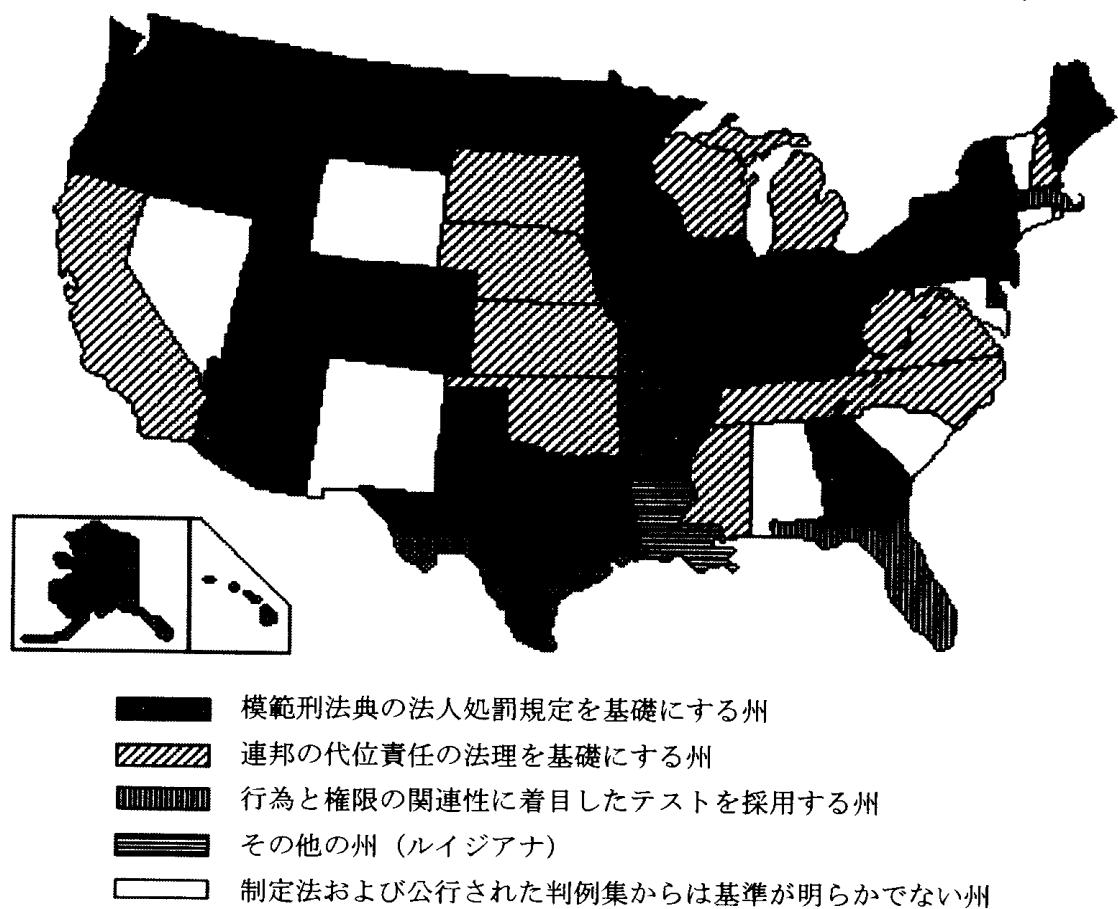
現在、アメリカ合衆国において、八つの州については、制定法および公刊された判例集から法人の刑事責任の問題をどのように取り扱うのかが明らかでないが、少なくとも法人の刑事責任を明確に否定する州は存在しない。そこで、これら八つの州を除いた四二の州とコロンビア特別区について、法人の刑事責任を判断するために用いられている基準に注目すると、概ね次の四つの類型に分類することができる（図I参照）。①連邦と同様の代位責任の法理を採用する州。②従業者の犯罪行為と職務上の権限との関連性に着目したテストを採用する州。③模範刑法典の規定を採用

する州。④その他の基準を採用する州。以下では、この四つの類型について個別に検討を加えていくことにする。

(1) 連邦と同様の代位責任の法理型　一四の州とコロンビア特別区は、法人の刑事責任を判断する際に、連邦レヴェルと同じく代位責任の法理を用いている。<sup>(33)</sup>これらの州では、故殺罪<sup>(34)</sup>、重セフト (grand theft)、詐欺 (false pretenses)<sup>(35)</sup>等についても代位責任の法理に基づき法人の刑事責任の有無を検討しており、その適用範囲はきわめて広いといえよう。しかし、実際に代位責任を適用する際の要件は、連邦の判例が示したものと若干異なる。連邦レヴェルと州との要件の重要な差異としては、従業者が違法行為を法人のために行つたことの証明が要求されていない州が存在する点をあげることができる。たとえば、インディアナ州では、法人は、その代理人が自らの権限の範囲内で犯罪を行つたときに有罪とされる旨の規定がおかれていて<sup>(37)</sup>いる。したがつて、規定上は、法人に利益をもたらす意図が代理人にあつたか、あるいは法人が実際に利益を得たかといった点についての証明は必要とされないことになる。ただし、現実には、代位責任の法理の適用にあたつて判例が要件を加え、適用の無制限な拡大を防いでおり、連邦レヴェルにおける要件との間に、それほど大きな違いはみられないとの指摘もある。<sup>(38)</sup>

(2) 行為と権限の関連性テスト型　マサチューセッツ州およびフロリダ州では、行為と権限の関連性に着目したテストが用いられている。この基準は、従業者の行為と意図を認定し、これに対する責任を法人に転嫁させる点で代位責任と類似する。しかし、その転嫁を認める要件として、従業者の犯罪行為と従業者の職務上の権限の関連性を重視する点で異なる。<sup>(39)</sup>マサチューセッツ州最高裁判所は、ベネフィシヤル・ファイナンス社・ケースにおいてこのテストの採用を明言した。本件の事実の概要は次の通りである。本件の被告人であるベネフィシヤル・ファイナンス社を

図I：アメリカ合衆国の州レベルでの法人の刑事責任の判断基準



- 模範刑法典の法人处罚規定を基礎にする州
- ▨ 連邦の代位责任の法理を基礎にする州
- ▩ 行為と権限の関连性に着目したテストを採用する州
- ▨ その他の州（ルイジアナ）
- 制定法および公行された判例集からは基準が明らかでない州

含む複数の法人の従業者らは、入札における優遇措置等を求めて公的機関に対して金銭の供与を行った。このため、贈賄および贈賄についての共謀によって従業者とともに同社が起訴された。本件が発生した時点では、マサチューセッツ州には、従業者の犯罪行為に対する法人の刑事責任を定めた明文規定が存在しなかった。そこで、被告人である同社は、贈賄にかかわった従業者のほとんどが法人内部での地位の高くない者たちであって、本件をコモン・ロー上の犯罪につき上級管理職員の関与を要件とした模範刑法典の規定にあてはめても、法人を有罪とすることはできないとして無罪を主張した。これに対して同州最高裁判所は、模範刑法典の規定では法人の刑事责任を認める範囲が狭すぎるとして、この基準の採用を拒否した。そして、「代理人が犯罪の実行を目的として法人

同志社法学 四七巻四号 三一四（一一七六）

措置等を求めて公的機関に対して金銭の供与を行った。このため、贈賄および贈賄についての共謀によって従業者とともに同社が起訴された。本件が発生した時点では、マサチューセッツ州には、従業者の犯罪行為に対する法人の刑事責任を定めた明文規定が存在しなかった。そこで、被告人である同社は、贈賄にかかわった従業者のほとんどが法人内部での地位の高くない者たちであって、本件をコモン・ロー上の犯罪につき上級管理職員の関与を要件とした模範刑法典の規定にあてはめても、法人を有罪とすることはできないとして無罪を主張した。これに対して同州最高裁判所は、模範刑法典の規定では法人の刑事责任を認める範囲が狭すぎるとして、この基準の採用を拒否した。

の特定の活動や計画を実施した場合に、法人が、法人のために活動する十分な権限と責任を有する地位にその代理人をつけたこと」<sup>(41)</sup>が示されれば、法人の刑事責任が認められるとする「行為と権限の関連性 (kinship of the act to authority)<sup>(42)</sup>に着目したテスト」に基づいて、同社に有罪を言い渡した。

このテストの特徴は、犯罪に関連する法人の特定の活動について、代理人や従業者がいかなる権限を有していたかに着目する点にある。また、判例は、代理人らの権限の範囲に加え、犯罪行為に法人の資産を利用した程度、および利用の形態ならびに代理人らに対する法人の監視体制をも考慮に入れるとする。<sup>(43)</sup>つまり、法人は、代理人らが法人の資産と委任された機会を使い、法人内部における地位を利用して違法行為を実行しようと決意したことに対しても責任をとらなければならないとするのである。この基準の下では、法人の経営者は、委任する代理人を慎重に選任し、委任の範囲を適切に確定し、その活動を厳格に監視することになるといわれる。したがって、この基準によつて、法人の刑事責任の目的の一つである犯罪の予防を動機づけることができるとの肯定的な評価がみられる。<sup>(44)</sup>

(3) 模範刑法典型　二五の州では、模範刑法典の法人の刑事責任に関する規定が取り入れられた。<sup>(45)</sup>すでに述べたように、模範刑法典では、法人の刑事責任に関して、次の四つの異なる類型が定められている。①同一視原理に基づくコモン・ロー上の犯罪に対する行為責任。②メンズ・レアを必要とする犯罪に対する代位責任。③厳格責任の犯罪に対する代位責任。④制定法上の作為義務違反に対する責任。これらの規定は、それまで判例上認められてきた広範な法人の刑事責任について、歯止めをかけることを目的としていたため、その適用にあたつては、全体的に厳格な要件に基づくことが求められていた。しかし、このような模範刑法典の姿勢は、現実に即さない点も少なくないことが

ら、規定の細部については各州ごとに修正が施されている。また、それらの規定について判例上の解釈も州ごとに差異がみられる。なかでも、同一視原理に基づく行為責任とメンズ・レアを必要とする犯罪に対する代位責任の規定には、多くの州において模範刑法典の規定した要件に重要な修正が加えられている。

模範刑法典が定める同一視原理では、法人との同一視が可能な自然人行為者として「取締役会」または「上級管理職員」<sup>(46)</sup>があげられている。しかし、現実をみると、大企業では法人の活動に関する権限が分散し、日常業務の大部分は、より下位の管理職員によつて運営されている。そのため、法人と同一視可能な上級管理職員が違法行為に関与していることは稀である。これでは、同一視原理の適用が予定されているコモンロー上の犯罪について、法人の刑事責任を認めることは困難となる。そこで、同一視原理を採用する州の多くは、上級管理職員の定義を拡大し、一定の下位の管理職員を含める規定をおいている。<sup>(47)</sup>

メンズ・レアを必要とする犯罪に対する代位責任の適用範囲についても多くの州において修正が加えられている。

模範刑法典は、代位責任が適用される範囲を、法人に刑事责任を課すことが法規上明確な場合に限定している。<sup>(48)</sup>しかし、このような限定に対しても、適用範囲が過度に制約されるとの批判が加えられた。また、いかなる場合に、「法規上明確」といえるかが曖昧であるとの指摘もみられる。このため、各州の刑法典のなかには、代位責任の適用範囲に制限を加えない、あるいはすべての軽罪に対して適用を認める等の修正を加えている場合が少なくない。また、模範刑法典は、メンズ・レアを必要とする犯罪に対する代位責任について、相当の注意の抗弁を認めた。しかし、この点も積極的に法人处罚を認める従来の流れ逆行することから、多くの州で採用されなかつた。

(4) その他 ルイジアナ州は、判例上法人の刑事責任の判断基準として、模範刑法典の同一視原理を採用した。<sup>(51)</sup>  
しかし、他方において、模範刑法典に規定されたその他の三つのタイプの法人の刑事責任の基準は認めなかつた。<sup>(52)</sup>また、同一視原理についても、同一視可能な自然人を取締役を中心とした上級管理職員に限定した。<sup>(53)</sup>このようにルイジアナ州において、法人に刑事責任を課すことに消極的な姿勢が取られる背景には、フランスの植民地時代以来の大陸法の影響が存在するものと思われる。<sup>(54)</sup>

他方、カリフォルニア州は連邦レヴェルと同様の代位責任を採用すると同時に、特定の領域においてこれとは異なる基準を採用し、法人に広く刑事責任を課している。すなわち、同州では一九八九年に法人刑事責任法 (Corporate Criminal Liability Act of 1989)<sup>(55)</sup> を制定し、法人に対して、職場における危険の発見、報告および除去を義務づけた。<sup>(56)</sup>そして、一定の業務にかかる管理職員が、重大な危険の可能性を認識し、認識後一五日以内に、危険性の緩和または公的機関への危険性の報告および従業員への危険の告知を怠ったときには、その管理職員とともに法人にも刑事責任が課せられる旨の規定がおかれた。<sup>(57)</sup>このような緩やかな要件に基づく刑事責任の賦課が認められた背景には、被害者の損害の重大性に加えて、合理的な被害者保護の手段がこれまでのところ存在しないという実情がある。そのため、本法によって、管理職員の安全管理に対する意識の向上と適切な対応を促すことが目指されているといわれる。<sup>(58)</sup>

州レベルにおける法人の刑事責任の適用は、規制の対象となる犯罪類型にコモン・ロー上の犯罪が含まれることから、連邦レベル以上に、責任主義等、伝統的な刑法上の原則への配慮が要求されるはずである。しかし、現実には、法人に対して故意の適用がいくつかの判例においてみられるよう<sup>(59)</sup>に、その姿勢は、州レベルでも概ね積極的で

あるといえる。また、このような積極的姿勢は、法人の刑事責任の判断の際に用いられる基準からも伺える。アメリカ合衆国では、州ごとにさまざまな基準が取り入れられているが、そこでも法人の刑事責任を積極的に認めるために要件を緩和する等、史的な経緯と同様に、法人に刑事責任を課す必要性を前面に押し出した傾向がみられる。このような傾向は、同一視原理に関してとくに顯著である。これまでに模範刑法典を基礎に刑法を制定した州の数は二五にのぼる。しかし、連邦レヴエルでの法人处罚への積極的な姿勢は州レヴエルにまで深く根ざしていただけ、同一視原理がアメリカ合衆国の刑事システムのこのような姿勢を効果的に抑制するには至らなかつた。逆に、模範刑法典を参考とし刑法を制定した州の多くが、同一視原理の要件を緩和し、広範に企業の刑事責任を問うことが可能な規定に修正したうえで取り入れた。結局のところ、法人の刑事責任に関して、模範刑法典二・〇七(1)(c)が規定する同一視原理を原型をとどめたまま採用した州は、ハワイ、ケンタッキー、ニュージャージー、ペンシルバニア、テキサス、ユタおよびルイジアナの七州にとどまつてゐる。したがつて、法人の刑事責任の発展過程におけるアメリカ合衆国とイギリスとの分岐点は、イギリスが最終的には刑法の伝統的な枠組みとの調和を図り、法人の正犯としての行為責任の賦課に理論的根拠を与えるために、その適用範囲を狭める道を選択したのに対し、アメリカ合衆国が同一視原理の適用に消極的姿勢を貫いた点に見出すことができる。そして、そのような姿勢が貫かれた主な要因は、現実に即した法人への刑事責任の賦課の必要性をより重視する姿勢にあつたといえよう。<sup>(60)</sup>

### 三 連邦における代位責任法理の現代的展開

一八世紀以降、アメリカ合衆国では連邦レヴエルを中心に、法人の刑事責任を積極的に肯定していく姿勢が維持さ

れてきた。そして、そのような姿勢は、一九五〇年代以降では、先のニューヨーク・セントラル&ハドソン・リバーフィールド鉄道社・ケースにおいて示された代位責任の成立要件を緩和するというかたちで展開してきた。しかし、他方では、そのような法人に対する無限定な代位責任の適用に対し、制限を試みる動きや多くの批判も示してきた。以下では、代理責任の法理の成立要件を緩和してきた判例の動向とこれに対する批判を考察し、その問題を検討することによってアメリカ合衆国の連邦レベルでの法人の刑事責任の今日的な問題点を把握したい。

(1) 職務の範囲と法人に利益をもたらす意図 ニューヨーク・セントラル&ハドソン・リバー鉄道社・ケースの代位責任の基準のもとで、法人の刑事責任を認定するためには、まず、代理人または従業者の違法行為が職務の範囲内で実行されたことを証明する必要がある。不法行為の領域での伝統的な定義では、職務の範囲は、「本人が明示または默示に委任したこと」<sup>(61)</sup>を証明する必要がある。<sup>(62)</sup>「本人が明示または默示に委任した行為、またはその行為に類似もしくは付随した行為」に制限されていた。しかし、判例では、一九七〇年頃から職務の範囲をそれより広く解し、実質的には、従業者が業務に関連する活動を実施していた間に犯罪を実行したことを指すと解するものが出てきた。<sup>(63)</sup>したがって、このような判例では、たとえ管理職員によつて違法行為が明確に禁じられており、犯罪の予防に法人自身が誠実に努めていたとしても、犯罪が生じたときには、行為は職務の範囲内と考えられる。このような方向性が明確に示された判例として、一九七二年のヒルトン・ホテル社・ケースの控訴審判決をあげることができる。本件の事実の概要は次の通りである。オレゴン州ポートランドのホテル、レス特朗およびその納入業者は、コンベンション誘致のための団体を設立した。その際、ホテル側は、納入業者に対して活動資金の寄付を求め、その諾否によつて、その後の取引で差別的な取扱を行うことを取り決めた。この行為が

共同ボイコットにあたり、シャーマン法一条に違反するとして、取り決めに参加していったヒルトン・ホテル社が起訴された。被告人は、以下の二点を根拠として、取り決めに参加したマネージャーの行為が職務の範囲を逸脱しており、法人の代位責任は認められないと主張した。①ホテルの方針では、価格・品質およびサービスだけを考慮して購入業者を選定することが定められていた。②支配人らが、購入を担当するマネージャーに対し、ボイコットへの参加を禁じたが、購入を担当するマネージャーは、これを無視した。これに対して、第九巡回区控訴裁判所は、「一般的基準として、たとえ法人の政策および明示の命令に反したとしても、シャーマン法のもとでは職務の範囲内での代理人の行為に対し、法人は有責となる」<sup>(64)</sup>と述べ、代位責任の法理の適用を認めた。しかし、このような判例の方針に対しては、法人は、従業者がひとたび犯罪を行えば結果責任を負うに等しく、相当の注意の抗弁を認めなければ法人の犯罪予防活動は促進されないと批判がなされている。<sup>(65)</sup>

また、ニューヨーク・セントラル&ハドソン・リバー鉄道社・ケースが示した代位責任の成立要件は、代理人または従業者が法人に利益をもたらす意図で犯罪を実行したことの証明を要求している。しかし、今日では、実際に法人が利益を得ていない場合にも判例上法人の刑事責任を認めことがある。したがって、その場合、法人には自らが実際に利益を得てないことを根拠とした抗弁は認められない。<sup>(66)</sup>

以上のように、職務の範囲と法人に利益をもたらす意図という二つの要件が緩やかに解される傾向にあるが、このような傾向に歯止めをかける方策として、近年、法人の「コンプライアンス・プログラム（compliance program）」の存否や運用の状況を刑事責任の認定に際して考慮する動きが注目されている。コンプライアンス・プログラムとは、

法人内部の違法行為を予防または発見するための法人自身による組織的な施策をいう。<sup>(67)</sup>つまり、法人が、法人内部での違法行為を予防・発見するために厳格な措置を講じていたにもかかわらず、従業者がこれに反して違法行為を行つたときには、職務の範囲内ないしは法人に利益をもたらす意図の要件を充たしておらず、法人に刑事責任を課すことはできないと考えるのである。たとえば、外国通貨の両替を業務とする法人とその従業者が、五千ドルを超える外国通貨を受領した場合の報告を義務づけた銀行機密法 (Bank Secrecy Act) 三七七条に違反したとして、軽罪で起訴されたビューシュ・ケース<sup>(68)</sup>において、第九巡回区控訴裁判所は、法人が実行していたコンプライアンス・プログラムおよび従業者への指示の考慮を認めた第一審の陪審への説示を支持した<sup>(69)</sup>。また、高速道路の舗装工事の受注入札に際して談合を行つたとして、シャーマン法一条違反で従業者とともに法人が起訴されたベーシック建設社・ケース<sup>(70)</sup>では、第四巡回区控訴裁判所によつて、法人の反トラスト法に対するコンプライアンス・プログラムを証拠として採用することを認めた第一審の判断が支持された。この判決においては、そのような証拠が法人に利益をもたらす意図の認定に有益であると明確に述べられた。しかし、これまでのところ、コンプライアンス・プログラムを法人の刑事責任の認定に際して積極的に考慮しようという見解は、控訴裁判所の判例において多数を占めるには至つていない<sup>(71)</sup>。その背景には、多様な要因が存在すると思われるが、とくに以下の三点が重要である。第一に、法人に利益をもたらす意図とコンプライアンス・プログラムとの理論的な関係が、不明確であり、コンプライアンス・プログラムの実施が法人にとつて不利に働くことも考えられる。たとえば、法人がコンプライアンス・プログラムを作成していたという事実は、法人にとつて従業者の違反行為が予見可能であつたことを意味するとの理解も可能である点が指摘される<sup>(72)</sup>。第二

に、弁護側が、コンプライアンス・プログラムを法人の犯罪意図を否定する根拠として用いたことが影響している。つまり、このような抗弁を認めることは、従来、従業者の犯罪の法人への無過失転嫁を認めるものと理解されてきた代位責任の法理を根底から覆すことにつながるのである。<sup>(73)</sup> 第三に、コンプライアンス・プログラムの存在を考慮することを認めてしまうと、法人の刑事責任を認めることができて困難になるとの配慮も伺える。<sup>(74)</sup> これまでにも述べてきたように、従来アメリカ合衆国の刑事システムは、法人の刑事責任を処罰の必要性の観点から積極的に認めてきており、その方向性が、ここでも貫かれているといえよう。このため、法人がコンプライアンス・プログラムを実行していたという事実は、今のところ起訴や量刑の段階において考慮されるにとどまっている。<sup>(75)</sup> ただし、量刑においては、コンプライアンス・プログラムの存在を減輕事由として広範に取り入れることが、一九九一年に制定された「組織体に対する量刑ガイドライン (Sentencing Guidelines for Organizations)」において明確に打ち出されており、今後の成りゆきが注目されるところである。<sup>(76)</sup>

(2) 代理人・従業者 ニューヨーク・セントラル&ハドソン・リバー鉄道社・ケースが示した代位責任の要件では、犯罪行為を行つた代理人または従業者を特定する必要があった。しかし、連邦レヴェルの判例では、一九四〇年代から一定の場合にこの要件が緩和されている。たとえば、判例のなかには、同一の犯罪について代理人が不起訴または無罪とされた場合にも、法人を有罪とすることができるとしたものがある。<sup>(77)</sup> また、法人の責任を認定するためには、代理人のうちの誰かが犯罪行為を実行したことを証明すれば足りるとした判例もみられる。<sup>(78)</sup> さらに、複数の代理人の行為から犯罪成立要件となる要素を抽出し、これを結合させることによつて一つの犯罪を成立させ、法人を有罪

とするアプローチもこの傾向を示す端的な例とされる。そして、このようなアプローチが認められる根拠は、法人を従業者の集合体として捉えられることに求められている。これらの判例によつて、代位責任の法理のもとで要求されたきた自然人行為者の特定が不要とされ、法人の刑事責任の認定がより簡易化されたのである。<sup>(79)</sup><sup>(80)</sup>

やるに、いくつかの連邦裁判例は、従業者の犯罪意図が証明されない場合にもメンズ・レアが充足され得るとしている。つまり、たとえ犯罪の実行を認識する十分な情報を一人の従業者が有していなくても、従業者の「集合的認識 (collective knowledge)」に基づいて、メンズ・レアを要件とする犯罪について法人に刑事責任を課すことが可能とされるのである。集合的認識が肯定された最近の事例として、ニューヨークランド銀行・ケース<sup>(81)</sup>がある。本件では、被告人であるニューヨークランド銀行が、それぞれ少額の複数の小切手を使用した顧客による総額一万ドル以上の取引を報告しなかつたために、一万ドル以上の取引の報告を義務づけた通貨取扱報告法 (Currency Transaction Reporting Act) 111条に違反したとして起訴された。これに対して、ニューヨークランド銀行は、当該取引のすべてを把握していた従業者がおらず、犯罪の認識は形成不可能であつたとして無罪を主張した。第一審は、陪審への説示において、銀行を一つのシステムとみることができ、従業者全員の総体が銀行の認識であると述べた。この説示の適否を判断するにあたり、控訴審である第一巡回区控訴裁判所は、法人の刑事責任の認定にあたつては、集合的認識の適用を認めた説示は適切であるとして次のように述べた。「法人は、実際には、より小さな構成単位によつて運営されるため、法人全体としての認識は分割され、具体的な義務も細分化されることになる」。<sup>(82)</sup> したがつて、一つの部署や一個人は、法人の他の単位の活動を把握していないことがあり得る。「銀行は、他の全ての大企業と同様に構造上細

分化されているのであるから、その刑事責任を認定するにあたって、集合的認識の適用を認めた説示は、適切なだけではなく必要である<sup>(84)</sup>。

このような犯罪の実行行為者を特定せずに法人を有責とするアプローチには多くの批判がある。まず、代理人を不起訴または無罪としながら法人のみに刑事責任を負担させる点について、このような方法は安易な訴訟取引を招くとの指摘がなされている<sup>(85)</sup>。また、異なる行為者の犯罪成立要件の結合についても、アクトウス・レウスの一部としての行為とメンズ・レアの同時存在を要求する刑事責任の原理に反するとされる<sup>(86)</sup>。さらに、集合的認識については、そのような概念を肯定する」とは、メンズ・レアの原則に反し、刑法に法人の過度な擬人化傾向を持ち込むものであるとの批判がなされている。しかしながら、このような批判も、これまでのところ判例上の代理責任の法理の運用に、有効な制限を加えることはできていない<sup>(88)</sup>。したがって、現在のアメリカ合衆国の法人に対する刑事責任の法理は代位責任の適用を中心にきわめて広範にその可能性を肯定しているといえる。なかでも、特定の個人のメンズ・レアや行為を介在させることなく、法人の刑事責任を認めるアプローチは、アメリカ合衆国の特徴的な動きとして注目される。このような個人行為者の存在の要件を希薄化した法理が、今後例外として終わるのか、それとも普遍化していくのか注目していき必要があろう<sup>(89)</sup>。

(1) Eliezer Lederman, *Criminal Law, Perpetrator and Corporation: Rethinking a Complex Triangle*, 76 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 285, 288 (1985).

(2) アメリカ合衆国における法人の刑事責任の問題を論じた文献として、金沢文雄「英米法における法人の刑事責任」刑法雑

誌四巻四号（一九五四）四九頁以下、口塚登「英米における法人の刑事責任」阪大法学五九＝六〇号（一九六六）一五四頁以下、町田幸雄「アメリカ合衆国における法人処罰の方法とその運用の実情」<sup>(1)</sup>〔四〕警察学論集三三巻一号（一九八〇）一二一頁以下・同五号（一九八〇）九九頁以下・同七号（一九八〇）一一一頁以下・同九号（一九八〇）一三一八頁以下、眞鍋毅「英米における法人刑事責任の確立過程」<sup>(2)</sup>井上正治博士還暦祝賀・刑事法学の諸相<sup>(3)</sup>（一九八三）一七八頁以下、板倉宏・西山雅晴「アメリカ合衆国における法人組織及び個人の責任について——判例の動向を中心にして——」日本法学四九巻三号（一九八四）一頁以下、平沢修「アメリカ合衆国における法人犯罪対策について」法研論集二九号（一九八四）一八七頁以下、原田明夫「法人と刑事責任」<sup>(4)</sup>判例タイムス五二〇号（一九八四）三七頁以下・五一七号（一九八四）六四頁以下・五三四号（一九八四）六二頁以下・五四一号（一九八五）四四頁以下、佐藤雅美「英米における法人処罰の法理」<sup>(5)</sup>〔一〕阪大法学一四三号（一九八七）一〇一頁以下・一四七号（一九八八）一〇三頁以下、同「合衆国における企業災害と刑法」犯罪と刑罰五号（一九八八）一一一頁以下、芝原邦爾・刑法の社会的機能（一九七三）五一頁以下参考。また邦訳文献として、ハリー・ファースト（林幹人訳）「アメリカにおける企業犯罪」林幹人・現代の経済犯罪——その法的規制の研究——（一九八九）一一七頁以下、リコレッティ・パリシ「企業の刑事責任の理論」エレン・ホクステッドラー編（板倉宏・沼野輝彦・加藤直隆訳）・企業・一〇世紀の犯罪者（一九九〇）四五頁以下参照。

- (3) People v. Corporation of Albany, 11 Wend. 539 (N. Y. Sup. Ct. 1834).
- (4) Kathleen F. Brickey, *Corporate Criminal Accountability: A Brief History and an Observation*, 60 WASH. U. L. Q. 393, 406 (1982).
- (5) Thomas J. Bernard, *The Historical Development of Corporate Criminal Liability*, 22 CRIMINOLOGY 3, 6-7 (1984). 本章第11節注<sup>(6)</sup>参照。
- (6) State v. Morris and Essex Railroad Co. (1852) 23 N. J. L. 360.
- (7) *Id.* at 367.
- (8) *Id.* at 371.; Thomas J. Bernard, *supra* note 5, at 8.

- (9) (1852) 23 N. J. L. 360, 362.
- (10) Commonwealth v. Proprietors of New Bedford Bridge, 68 Mass. 339 (1854).
- (11) *Id.* at 345.
- (12) ナレバ、田舎本業法規区 (State v. Baltimore and O. R. R., 15 W. Va. 362 (1879).)、州選官職やその狩猟の詐害 (Commonwealth v. Pulaski County Agricultural and Mechanical Ass'n 92 Ky. 197, 17 S. W. 442 (1891).)、報酬料の代価請求 (State v. First Nat'l Bank, 2 S. D. 568, 51 N. W. 587 (1892).)、米穀販売の税額の逃れ (Southern Express Co. v. State, 1 Ga. App. 700, 58 S. E. 67 (1907).)、輸出品の黒奴詐業務 (Poole v. John H. Woodbury Dermatological Inst., 192 N. Y. 454, 85 N. E. 697 (1908).) がおなじだ。<sup>20</sup> Kathleen F. Brickey, *supra* note 4, at 410.
- (13) Kathleen F. Brickey, *supra* note 4, at 411.
- (14) *Id.*
- (15) New York Central and Hudson River Railroad Co. v. United States 212 U. S. 481 (1909). ただし、J. ハーリングは、本件を「監視監査員の職務法規の基づくの濫用を犯すものである」として批判的である。「監視監査員の職務法規」は、この判例で定められた。
- Leonard Orland, *Reflections on Corporate Crime: Law in Search of Theory and Scholarship*, 17 AM. CRIM. L. REV., 501, 502 (1980).
- (16) Kathleen F. Brickey, *supra* note 4, at 413.
- (17) 212 U. S. 481, 495 (1909).
- (18) *Id.* at 496.
- (19) *Id.*
- (20) *Id.* at 494. ただし、本件では、法人がなしえたる根拠および具体的な犯罪の種類は明記されていない。
- (21) 他方によると、本件判例は、代理人の意図の他に法人の意図の証明を不要とする立派な立派な法規である。代理書に出の詐欺を用意する | 証明する | 確認する | 確認する | が摘要の存在である。Note, *Corporate Criminal Liability for Acts in Violation of Company Policy*, 50 GEO. L. J. 547, 551 (1962).

(22) Telegram Newspaper Co. v. Commonwealth, 172 Mass. 294, 52 N. E. 445 (1899).

(23) United States v. MacAndrews and Forbes Co., 149 F. 823 (C. C. S. D. N. Y. 1906); Chicago, Wilmington and Vermilion Coal Co. v. People, 214 Ill. 421, 73 N. E. 770 (1905).

(24) リの起じる事情を知つて依頼しなかつた交渉妨害 (State v. White, 96 Mo. App. 34, 69 S. W. 684 (1902).), 署黎物の郵送 (United States v. New York Herald Co., 159 F. 296 (C. C. S. D. N. Y. 1907).), 破産財産の整理の共謀 (United States v. Young and Holland Co., 170 F. 110 (C. C. R. I. 1909).), ベベーブ運動防止法違反 (United States v. American Socialist Society, 260 F. 885 (S. D. N. Y. 1919).), 指定 (United States v. Van Schaick, 134 F. 592 (C. C. S. D. N. Y. 1904).) 等の犯罪リヒト 法人をリの主体として認めた。Kathleen F. Brickey, *supra* note 4, at 415.

(25) John C. Coffee, Jr., *Corporate Criminal Responsibility*, in ENCYCLOPEDIA OF CRIME AND JUSTICE 253, 255 (Sanford H. Kadish ed. 1983).

(26) アメリカ合衆国模範刑法典の法人处罚規定は以下の通りである。

一一〇七条 法人、人格なき団体およびその代表者の責任

(1) 以下の場合には、法人に対する有罪の認定をするのがやむを得ない。

(a) その罪が秩序違反行為である場合、またはその罪がリの法典以外の制定法に規定され、法人に刑事责任を課す立法趣旨が明確な場合であつて、行為が、法人のために行為をする人の代理人により、その職務権限または雇用契約の範囲内でなされたとき。ただし、その罪を定めた法律が、法人の責任に帰すべき行為をする代理人の範囲または法人に責任を帰す事情を特別に規定してゐるときは、その定めに従ひなければならない。

(b) 積極的履行を内容とする特殊の義務が法律によって法人に課され、これを履行しない不作為犯が犯罪とされるべきである。

(c) 取締役会が、その罪の遂行を裁可、要求、命令、もしくは無謀に容認したとき、または、法人のために行為する上級管理職員が、その職務権限または雇用契約の範囲内での行為を行つたとき。

(2) 犯罪の遂行について厳格責任が課されているときは、反対の趣旨が明確である場合を除き、法人に刑事責任を課すのが立法趣旨であるとみなす。

(3) 法人格なき団体に対する刑事责任（省略）

(4) 本条に用いる用語の定義は、次の各号に定めるところとする。

(a) 「法人」には、政府の施策の執行のため、政府機関により、または政府機関として設置された組織を含まない。

(b) 「代理人」とは、取締役、職員、被用者、従業者その他法人または団体のために行為する権限を与えた者をいう。法人格なき団体においては、その構成員をも含む。

(c) 「上級管理職員」とは、法人または法人格なき団体の職員、合名会社については組合員、その他の行為が法人または団体の政策を代表するものとみなすのを相当とする程度の重要な職務権限を有する法人または団体の代理人をいう。

(5) 厳格責任が課される犯罪を除き、第(1)項(a)または第(3)項(a)にあたる罪の遂行について、法人または法人格なき団体が訴追された場合において、その罪の内容となる事項について監督責任をもつ上級管理職員により犯罪の遂行を防止するための適切な注意がつくされた旨を被告人が証拠の優越によって証明したときには、これを抗弁として認める。ただし、その罪を定めた立法趣旨と明白に矛盾するときは、この規定を適用しないものとする。

(6) (a) 何人も、法人または法人格なき団体として、またはそれらのために実行し、または実行させた行為について、自己の名において、または自己のためにその行為をした場合と同様の法律上の責任を負う。

(b) 法律が、法人または法人格なき団体

に対して、作為義務を課している場合において、第一次的責任を負う法人または団体の代理人は、無謀に作為義務を怠つたことに関し、その義務が法律により直接自己に課されていた場合と同様の法律上の責任を負う。

(c) 法人または法人格なき団体の行為に関する法律上の責任を根拠として、有罪認定された者に対しては、自然人がその等級の罪について有罪を認定された場合に、課すことのできる刑を科す。

藤木英雄・アメリカ法律協会模範刑法典（一九六一）刑事基本法改正資料八号（一九六四）二七頁以下を参照した。

- (27) ノのアプローチは、反トラスト法違反や証券取引法違反等の法人に刑事制裁を科す立法意思が明確で、かつメンズ・レアを要する犯罪類型を対象とする。これらの犯罪類型に対しても、代位責任の法理を適用し、職務の範囲内で法人の利益を意図して行為した場合に、法人を有責とした（Model Penal Code, § 2.07(1)(a)）。しかし、それまでの連邦判例とは異なり、犯罪事實について監視責任を負う上級管理職員が相当の注意を尽くしていたことを証明する「相当の注意の抗弁（due diligence defense）」による免責を認める規定をおこた（*Id.* § 2.07(5)）。ノによれば、「相当の注意の抗弁を積極的に取り入れた背景には、模範刑法典が、違法行為の発生の抑止や発生した犯罪に対する刑罰の賦課よりも、法人が法を遵守するように監視する経営上の義務を促進する」とを基本目的として重視しておいたのがあげられる。*John C. Coffee, Jr., supra* note 25, at 255.
- (28) ノのアプローチは、メンズ・レアの不要な厳格責任の犯罪の場合に用いられる。ノのよべる犯罪類型の場合、反対の立法意思が明確でないときは、代位責任の法理によって法人に刑事責任を課すこととが意図されてゐるところ（Model Penal Code, § 2.07(2)）。
- (29) 注(26)に記したように、模範刑法典では、上級管理職員は、その行為が完全に法人の政策を代表していると推定されるだけの重要な職務権限をもつ職員または代理人と規定された（Model Penal Code, § 2.07(4)(c)）。したがって、工場の現場監督者や中間管理職員は法人と同一視可能な自然人行為者に含まれない。*John C. Coffee, Jr., supra* note 25, at 255; THE LAW INSTITUTE, *supra* note 26, at 345.
- (30) Model Penal Code, § 2.07(1)(c).
- (31) 法人の刑事責任の有無をどのよべる基準から判断するかが明らかでない州は、次の八州である。アラバマ、コネティカット、メリーランド、ネヴァダ、ニューメキシコ、サウスキャロライナ、ヴァーモン、およびワイオミング。
- (32) RICHARD S. GRUNER, CORPORATE CRIME AND SENTENCING 373-423 (1994).
- (33) 現在、コロハビア特別区の他、基本的に連邦と同様の代位責任の法理を採用する州は、次の一四州である。カリフアル、

ア、カンザス、ミシガン、ミシシッピー、ネブラスカ、ニューハンプシャー、ノースキヨーライナ、オクラホマ、ロードアイランド、サウスダコタ、テネシー、ヴァージニア、ウェストバージニアおよびウイスコンシン。

- (35) W. T. Grant Co. v. Superior Ct., 100 Cal Rptr. 179 (Cal. App. 1972).

(36) State v. Ice & Fuel Co., 81 S. E. 737 (N. C. 1914).

(37) Ind. Code § 35-41-2-3(a).

(38) RICHARD S. GRUNER, *supra* note 32, at 380.

(39) リジットペーパー、1918年4月のUnited States v. Nearing (252 F. 223 (S. D. N. Y. 1918)) で述べてある通り、連邦裁判所はいつて提示された。連邦議会は、その後賛成本判例を可決したが、却て大反対した。RICHARD S. GRUNER, *supra* note 32, at 382.

(40) Commonwealth v. Beneficial Finance Co., 275 N. E. 2d 33 (Mass. 1971), cert. denied, 407 U. S. 914 (1972).

(41) *Id.* at 86.

(42) *Id.*

(43) *Id.*

(44) RICHARD S. GRUNER, *supra* note 32, at 385.

(45) 模範刑法典が法人の刑事责任に関する規定を採用した州は次の11州である。アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、ワイオミング、アイダホ、イリノイ、イハティアナ、アイオワ、コロラド、デラウェア、ジョージア、ケンタッキー、メイン、ミネソタ、ミズーリ、モンタナ、ルイジアナ、マサチューセッツ、ミシシッピ、ノースダコタ、オハイオ、オレゴン、ペンシルベニア。

(46) Model Penal Code § 2.07(1)(c) (1962).

(47) たゞベゼ、上級管理職員の範囲を「法人の地位の管理職員」から「法人の規定がある。」に改め、「上級管理職員」には、法人の従業員の管理資格の有無に関係なく権限を行使する法人の職員の地位にある型の職員を含むべきである。Or. Rev. Stat. § 161. 170(2). 同様の規定は、次の州刑法においてある。<sup>60</sup> Colo. Rev. Stat. § 18-1-606(2); Del. Code Ann. tit. 11, § 284(b); Ga. Code Ann. § 16-2-22(b)(2); Ill. Comp. Stat. Ann. ch. 720, art. 5, § 5-4(c)(2); Iowa Code § 703.5(2); Mo. Rev. Stat. § 562.056.3(2); Mont. Code Ann. § 45-2-311(3)(b); N. Y. Penal Law § 20.20(1)(b); N. D. Cent. Code § 12.1-0.3-02.1(a)(2); Wash. Rev. Code Ann. § 9A.08.030(1)(c).

(48) Model Penal Code § 2.07(1)(a).

(49) Ga. Code Ann. § 16-2-22(a)(1); Kan. Stat. Ann. § 21-3206(1); Me. Rev. Stat. Ann. tit. 17-A, § 60(1)(B); N. J. Stat. Ann. § 2C: 2-7(a)(1).

(50) Ariz. Rev. Stat. Ann. § 13-305(A)(3); Ark. Code Ann. § 5-2-502(a)(3)(A); Del. Code Ann. tit. 11, § 281(3)(a); Haw. Rev. Stat. § 702-227(3); Ill. Comp. Stat. Ann. ch. 720, art. 5, § 5-4(a)(1); Ky. Rev. Stat. Ann. § 502.050(1)(c); Mo. Rev. Stat. § 562.056.1(2); Mont. Code Ann. § 45-2-311(1)(a); N. Y. Penal Law § 20.20(2); Ohio Rev. Code Ann. § 2901.23(A)(1); Or. Rev. Stat. § 161.170(1)(a); Tex. Penal Code Ann. § 7.22; Wash. Rev. Code § 9A. 08.030(2)(c).

(51) State v. Chapman Dodge Center, Inc., 428 So. 2d 413 (La. 1983).

(52) *Id.* at 416.

(53) *Id.* at 417. たゞベゼルーハートナエドゼ、同上規原則を法人の刑事責任を認めた際の法的立場から見て、この規定は構成されず、法人の民事責任を認めた際の規定がおかれてる。たゞベゼルーハートナエドゼ、La. Rev. Stat. Ann. § 12: 172(C); § 37: 850(B); § 14: 106(F); 51: 125, 126. 参照。

(54) 428 So. 2d 413, 419 (La. 1983). 田母英夫・英米法総論(上)(丸文社) 115頁参照。

(55) Calif. Penal Code § 387.

- (56) *Id.* § 387(b)(4).
- (57) *Id.*
- (58) RICHARD S. GRUNER, *supra* note 32, at 403-405.
- (59) ハセニカ如联合国ドゼ、他人を詐欺罪ドレテニヤ合セラムトナリ。スルアズ、 Granite Constr. Co. v. Superior Ct. of Fresno Cty., 149 Cal. App. 3d 465, 197 Cal Rptr. 3 (Cal. App. 1983). ルメニ People v. Film Recovery Systems, Nos 85-1853, 85-1854, 85-1952, 85-1953 (Ill Ct App appeal docketed July 1, 1985). ルメニ。
- (60) L. H. Leigh, *The Criminal Liability of Corporations and Other Groups: A Comparative View*, 80 MICH. L. REV. 1508, 1518 (1982); John C. Coffee, Jr., *supra* note 25, at 415. ハヨウシ犯避シハシマス・福澤諭吉 | ○ノ原野参照。
- (61) Developments in the Law, *Corporate Crime: Regulating Corporate Behavior through Criminal Sanctions*, 92 HARV. L. REV. 1227, 1249.
- (62) *Id.*
- (63) United States v. Hilton Hotels Corp., 467 F. 2d 1000 (9th Cir. 1972), cert. denied, 409 U. S. 1125 (1973). ルカジ、 United States v. American Radiator and Standard Sanitary Corp., 433 F. 2d 174 (3rd Cir. 1970). ルメニ。
- (64) 467 F. 2d 1000, 1007 (9th Cir. 1972).
- (65) Development in the Law, *supra* note 61, at 1257-1258; Michael E. Tigar, *It Does the Crime But Not the Time; Corporate Criminal Liability in Federal Law*, 17 AM. J. CRIM. LAW 211, 227-229(1990).
- (66) United States v. Carter, 311 F. 2d 934, 942 (6th Cir. 1963), cert. denied, 373 U. S. 915 (1963); United States v. Empire Packing Co., 174 F. 2d 16, 20 (7th Cir. 1949), cert. denied, 373 U. S. 959 (1949); Old Monastery v. United States, 147 F. 2d 905, 908 (4th Cir. 1945), cert. denied, 326 U. S. 734 (1945). Developments in the Law, *supra* note 61, at 1257; Eliezer Lederman, *supra* note 1, at 290.
- ハジマシ、ハヨウシハシマス・福澤諭吉 | ○ノ原野参照 (Michael E. Tigar, *supra* note 65, at 64-65)

and, 227-228 ; Barbara A. Belbot, *Corporate Criminal Liability*, in UNDERSTANDING CORPORATE CRIMINALITY 211, 223-225 [Michael B. Blankenship ed. 1993])<sup>o</sup> 罪過のたしかども、證據が乏しくて、法への民事責任を認めた「だまされた」 (Standard Oil Company of Texas v. United States, 307 F. 2d 120 (5th Cir. 1962). Michael E. Tigar, *supra* note 65, at 227; Barbara A. Belbot, *Corporate Criminal Liability*, in UNDERSTANDING CORPORATE CRIMINALITY 211, 223-225 (Michael B. Blankenship ed. 1993))<sup>o</sup>

- (67) RICHARD S. GRUNER, *supra* note 32, at 817.
- (68) United States v. Willi Beusch and Deak & Company of California, Inc. 596 F. 2d 871, 878 (9th Cir. 1979).
- (69) *Id.*
- (70) United States v. Basic Construction Co. 711 F. 2d 570 (4th Cir. 1983).
- (71) Robert E. Bloch, *Compliance Programs and Criminal Antitrust Litigation: A Prosecutor's Perspective*, 57 ANTITRUST LAW JOURNAL 223, 223 (1988).
- (72) Charles J. Walsh and Alissa Pyrich, *Corporate Compliance Programs as a Defense to Criminal Liability: Can a Corporation Save Its Soul?*, 47 RUTGERS L. REV. 605, 665-666 (1995).
- (73) ロハート・ライト・ペー・プロゲッタ「法人の意図」の説明に際して都處や「もとより法的主張がなされた取機がないたのは、ハプサム・ケースにおける連邦最高裁判所判決であれ (United States v. Gypsum Co. 438 U. S. 422 (1978))<sup>o</sup> 本件は、ジトキム社が、同業種の法人との格に關する情報交換協定を結んだ事実がカルテルにあたる、ハヤーマハ法1条に違反するとして起訴されたのである。この判決に際して、連邦最高裁判所は、ハヤーマハ法1条違反は、厳格責任の犯罪でござなく、被告人のメハズ・レトの証明を要しないと判示した (Id. at 435)<sup>o</sup> しかし、法人の訴追に際しては、法人の意図を証明する必要があらむの主張がいくつかる訴訟において弁護側からなされ、その存否を客観的に判断する資料としてコノパライアンス・プログラムが注目されるに至ったのである。実際、「いかつかの連邦地方裁判所では、陪審への説示の中で、法人の意図を判断する材料として、ロハップライアンス・プログラムを考慮する」とが認められた (Robert E. Bloch, *supra* note 71,

at 228)。しかし、このふたつの動きが、ビーン・ラック建設社・ケース (711 F. 2d 570 (4th Cir. 1983).) における明確に肯定された。つまり、本件を「パサム・ケーブ」と照らしてみた場合、意図の説明が要求されるのは、自然人行為者に対するものであり、法人自身の主觀の証明は必要ではないと判断された。したがって連邦レベルで、法人の刑事責任を問う際には、法人自身の意図を考慮するになく従業者の行為の意図を無過失に転嫁するアプローチがなお堅持される。ただし、ノンパライターナル・プロカルバを「職務の範囲」がたば「法人の利益の意図」を検討する際の要素とする可能性についても、本文で述べたとおりである。

- (74) Richard J. Favretto, *A Prosecutor's Perspective on the Gypsum Opinion*, 49 ANTITRUST LAW JOURNAL 1127, 1131 (1980).
- (75) Charles J. Walsh and Alissa Pyrich, *supra* note 72, at 665-666.
- (76) 細體による量刑ガイドマニュアルの詳細な検討は、本稿第1章参照。
- (77) Magnolia Motor and Logging Co. v. United States, 264 F. 2d 950, 953 (9th Cir. 1959), cert. denied, 361 U. S. 815 (1959); American Medical Ass'n v. United States, 130 F. 2d 233, 253 (D. C. Cir. 1942), *aff'd*, 317 U. S. 519 (1943); United States v. General Motors Corp., 121 F. 2d 376, 411 (7th Cir. 1941), cert. denied, 314 U. S. 618 (1941). Developments in the Law, *supra* note 61, at 1250; Eliezer Lederman, *supra* note 1, at 290. たゞ、「自然人やある代理人か法人の両方が起訴された場合に、より明確な問題となるのが、『監査』、『セーリング』や『販売』の自然人の被知入や無職の労働者の理解が見られない。United States v. General Motors Corp., 121 F. 2d 411 (7th Cir. 1941).
- (78) United States v. American Stevedores, Inc., 310 F. 2d 47, 48 (2d Cir. 1962).
- (79) Development in the Law, *supra* note 61, at 1948; Eliezer Lederman, *supra* note 1, at 305.
- (80) Development in the Law, *supra* note 61, at 1248.
- (81) Inland Freight Lines v. United States, 191 F. 2d 313, 315 (10th Cir. 1951).
- (82) United States v. Bank of New England, N. A. 821 F. 2d 844 (1st Cir. 1987) cert. denied, 484 U. S. 943, 108 S. Ct. 328, 98

L. Ed. 2d 356 (1987).

(83) *Id.* at 856. ELLEN S. PODGOR, WHITE COLLAR CRIME IN A NUTSHELL 45-46 (1993).

(84) 821 F. 2d 844, 855 (1st Cir. 1987). また、集団的認識にせよ、ある者の認識と認識のなら他の者の行為をも認知するだけではなく、他の個人が他の個人の行為をも認識している氣でいるなど状況を如かれ。 Inland Freight Lines v. United States, 191 F. 2d 313, 315 (10th Cir. 1951); United States v. T. I. M. E.-D. C. Inc., 381 F. Supp. 730, 738 (W. D. Va. 1974); United States v. Sawyer Transport Inc., 337 F. Supp. 29, 30-31 (D. Minn. 1971); People v. American Medical Centers of Michigan, Ltd., 110 Mich. App. 135, 324 N. W. 2d 782, *cert. denied*, 104 S. Ct. 529 (1982). Eliezer Lederman *supra* note 1, at 305.

(85) Eliezer Lederman, *supra* note 1, at 317.

(86) *Id.* at 307.

(87) *Id.* at 306.

(88) ハの他に、法人に対する刑事制裁の有効性を疑問視する立場から、法人の刑事責任の拡大に消極的な見解を取られる。

John C. Coffee, Jr., *supra* note 25, at 257. また、法人への刑事制裁の有効性の観点から法人の刑事責任の問題の検討は第11章に譲る。

(89) Eliezer Lederman, *supra* note 1, at 305-306. さて、アメリカ連邦裁の判例は、ハのアプローチを支持していながらも、逆にハのアプローチは未だ例外的なものとするする見解として、佐藤雅美・前掲論文[1]〇五頁参照。

## 第五節 小 括

本章では、企業犯罪論における最も古いか議論されながら、なお解決をみない法人の刑事責任論について、比較

法的に検討を加えた。本章は、第一節で序論を述べた後、第二節でドイツ、第三節でイギリス、そして第四節でアメリカ合衆国につき、法人の刑事責任に関する対応を史的展開と現状に分けて概観し、それぞれの国が抱える今日的な課題を明らかにすることに努めた。

ドイツでは、一九世紀前後から、法人の刑事責任を否定する立場が有力化し、次第に法人に刑事制裁を科すことを定めた規定が姿を消していった。その要因としては、法人に刑事制裁を科す必要性の低下と道義的非難と結びついた刑罰概念の台頭があげられる。しかし、第二次世界大戦後には、経済発展にともない企業法人の活動を規制する必要性が急速に高まり、何らかの対応に迫られた。そこで、ドイツでは、個人責任を基盤とした責任主義の原則等、刑法上の原理と抵触しないように、刑法ではなく秩序違反法によって対処する道が選択された。しかし、秩序違反法によつて法人に過料を科す場合にも、法人に対する倫理的非難は可能か、あるいはいかなる根拠をもつて、法人内部の一定の自然人の行為について法人に過料を科すのかといった問題は避けて通ることができず、早急の理論付けが求められている。また、ドイツでは、法人を含む事業者は、EC競争法の規制を受けているが、このことは、現実には、法人に対する制裁がドイツにおいても必要とされていることを物語つているといえよう。他方、学説では、なお法人の刑事責任否定説が通説であるといわれるが、一九七〇年代半ば以降、法人に刑事制裁を科す必要性が重視され、肯定説が支持を増やしている。とくに、法人を一個の組織体と捉え、組織体自身に刑事責任を問おうとする組織体責任論が近時有力化しており、今後の動向が注目される。

イギリスでは、一九世紀半ば以降、判例が一貫して法人の刑事責任を肯定し、その適用範囲を拡大してきた。判例

は、法人の刑事責任の適用範囲を拡大する際、公共の福祉犯や準犯罪については、代位責任の法理を用いて従業者の違法行為に対し、法人に転嫁責任を課すことを認めた。他方、コモン・ロー上の犯罪等については、メンズ・レアが犯罪成立要件として重視されるところから、同一視原理を採用し、一定の管理職員の主觀と行為を法人の主觀と行為とみなすことによつて、法人に行行為責任を課すことを認めた。また、イギリスでは、一九八〇年代後半から相次いで大規模な企業災害が発生し、企業法人に対する刑事責任の追及を求める声が高まつた。しかし、同一視原理では管理職員のメンズ・レアが犯罪成立要件として確定されねばならないが、大規模な企業災害において、単独の管理職員からメンズ・レアを認定することは困難であることが明らかとなつた。このため、一九九〇年代に入り、集合体原理や法人の管理システムの不備を根拠とした責任等、法人の刑事責任を認定する際の新しい法理が提唱されている。

アメリカ合衆国では、イギリスと同様、判例上広範な犯罪類型に対して法人の刑事責任を認めてきた。また、一九四〇年代以降、アメリカ合衆国では、同一視原理の採用に消極的な姿勢がとられ、イギリス以上に法人処罰の必要性を重視した対応がとられてきた。この法人の刑事責任を積極的に認める傾向は、連邦レビュエルと州レビュエルの双方でみられるが、とくに連邦レベルでは広範に代位責任の法理の適用を認めており、その傾向が著しい。さらに、連邦レビュエルの判例は、一九五〇年代頃から代位責任を適用する際の要件を一層緩和してきたため、法人の刑事責任がきわめて容易に認定されるようになつた。たとえば、代位責任の要件となる職務の範囲を広く解したり、自然人行為者の特定は必要でなく、法人内の誰かが違法行為を行つたことが明らかであれば、法人の刑事責任が認められるとする判例等がその典型であるといわれる。他方、このような無限定な法人の刑事責任の適用拡大に歯止めをかけるため、近

年では、コンプライアンス・プログラムを法人の刑事責任を認定するにあたって考慮する動きが注目されている。実際に、いくつかの連邦控訴裁判所では、法人がコンプライアンス・プログラムを実施していたことを根拠として、法人の刑事責任を認めないとする判決が下された。これまで、アメリカ合衆国では、法人の刑事責任を限定するための提案は、ほとんど判例に影響を与えることができなかつたことから、コンプライアンス・プログラムをめぐる動きは、関心をもつて見守られている。

このように、三つの国における法人の刑事責任への対応は、それぞれの国の実情に合わせ異なる。しかし、以上の三つの国の法人の刑事責任の展開は、概していえば、個人による犯罪行為の規制を目的としてきた伝統的な刑法理論と法人に対する刑法上の規制を必要とする刑事政策的要請の調和を図りながら、時代ごとの実情に合わせ、さまざまなアプローチが展開されてきたと捉えることができよう。<sup>(1)</sup> このような三つの国動きを、法人の刑事責任を認定する際に用いられる法理とその適用範囲という二つの観点から考察すると、次のようにまとめることができる。

第一に、これまでに論じられてきた法人の刑事責任を肯定する際の理論的アプローチは、概ね二つに分類することができる。一つは、法人内の自然人行為者の特定を前提として法人の責任を認定するアプローチであり、他は、自然人行為者を介さず、直接法人の責任を認定するアプローチである。この両者について近年の動きを追つてみると、前者については、法人の刑事責任を認定する際に、確定を要する自然人行為者の要件が緩和されている点が目を引く。

従来、法人の刑事責任を認定する際には、一定の機関や管理職員の犯罪行為を法人の犯罪行為として同一視する（一視原理）、あるいは、従業者の犯罪行為を特定し、その責任を法人に転嫁する（代位責任の法理）等の方法が用い

られてきた。このような法理が広範に用いられてきた背景には、自然人のみが法規範を認識し、それにもかかわらず敢えて犯罪を実行したことの非難を受けることができるとする考え方の存在が伺える。しかし、このようなアプローチでは、管理分担が細分化し、多数の従業者を抱える大企業では、犯罪の実行行為者の特定が困難であるため、効果的に法人に刑事責任を課すことができないという問題が次第に顕在化していった。そこで、近年では、複数の自然人の認識を結合することによつて犯罪成立要件としての主観的要素を構成し、あるいは、従業者のうちの誰かが犯罪行為を実行したことが証明されれば、客観的犯罪成立要件として足りるとする理論構成（集合的認識の法理・集合体の原理）が有力化しつつある。このような動きは、法人を自然人の集合体として特徴づけたうえで、法人の刑事責任を肯定する必要性を考慮し、行為者の特定という要件を緩和させたものとみることができよう。<sup>(2)</sup>

これに対しても、自然人行為者を介さず、直接法人の刑事責任を問うアプローチについては、近年コンプライアンス・プログラムやリスクマネージメント等のシステムに目を向けた動きが注目されている。そこでは、法人に法遵守、危険管理・回避等の一定の義務を課し、これに違反した点に刑事责任の根拠が求められている。これは、自然人行為者とは性質を異にする法人固有の刑事责任を模索する動きと捉えることができよう。このようなアプローチは、自然人行為者の介在を前提とした法理では、もはや企業犯罪を効果的に規制できないとの認識を出発点に、より積極的な刑事责任の賦課を目論んだものと位置づけられる。また、法人自身による犯罪予防活動の促進という観点を重視したものと評価することもできよう。<sup>(3)</sup>

これらの法人の刑事责任を認める際の二つのアプローチの近年の動きは、企業法人の組織体としての特徴に着目し

た点で共通するものがある。しかし、他方において、両者は、組織体を自然人の集合体として捉えるのか、あるいは何らかのシステムと捉えるのかで異なる方向性を示しているといえよう。<sup>(4)</sup>

第二に、適用範囲に関しては、法人の刑事責任を認める領域を拡大する動きが顕著である。ドイツにおいて法人处罚の問題が注目される契機となつた環境犯罪や経済犯罪の領域は、なおも急速にその規制範囲を拡大しつつある。さらに、法人の刑事責任を肯定する論者から、欠陥製品による消費者の生命・身体への危険の惹起等についても法人の刑事責任を問う必要性が説かれ始めた。また、英米では、さらに一步踏み込んで、法人による故殺罪を肯定するまでに至つてゐる。そこには、法人は原則として全ての犯罪を犯すことが可能であり、その性質上犯し得ない犯罪は例外であるというコンセンサスが存在する。このような状況からすると、今後も法人の刑事責任は、行政犯の領域の拡大と刑事犯への浸透という二つの異なる次元で、その適用範囲を広げるものと思われる。

法人の刑事責任論は、さまざまな議論が交錯しており、今後の展開を一概に論じることは差し控えねばならない。

しかし、企業の社会的影響力が強まり続けるなかでは、法人の刑事責任を課す必要性を重視した立場への比重が一層高まることは十分に考えられる。そうなれば、企業に対しても積極的に刑事責任を課そうとするアプローチへの移行はさらに拍車がかかることとなろう。わが国における議論をより実りのあるものとしていくためにも、今後の各国の判例・学説が、どのような展開をみせるのか、なおも注目していく必要性がある。

また、以上のように広範な犯罪類型に積極的に法人の刑事責任を認めていく場合、同時に、刑事责任が認められた法人に対して、いかに適正な制裁を加えるかが問題となる。そこで、第一章では、企業に対する刑事制裁の観点から、

企業犯罪論を展開していきたい。

(1) L. H. Leigh, *The Criminal Liability of Corporations and Other Groups: A Comparative View*, 80 Mich. L. Rev. 1508, 1508-1509 (1992).

(2) わが国において同様の見解を示すものとして、板倉宏「企業組織体責任論と法人処罰」刑法雑誌二三(巻二)二二号(一九七九)一〇八頁以下、同・企業犯罪の理論と現実(一九七五)二〇頁以下、同・刑法総論(一九九四)九五頁以下等参照。また、この点を指摘するものとして、京藤哲久「法人の刑事責任——序論的考察」内藤謙先生古稀祝賀・刑事法学の現代的状況(一九九四)九六頁以下。

(3) たとえば、わが国において同様の理論構成を示すと思われる藤木英雄博士は、「公害その他の企業災害の場合にも、もともと、企業の生産システムに欠陥があつたために公害被害を生じたというような場合は、典型的な企業組織体自体による公害犯罪ということができるが、そればかりでなく、末端の従業者のささいなミスが直接の引金となつた事案であつても、企業組織そのものに防災組織の欠陥がその被害の主要な加害原因であり、したがつて、この災害事犯は、法人犯罪であると認めてよい場合がある。」と述べている。藤木英雄「法人の犯罪、法人の处分行為」平場安治博士還暦祝賀・現代の刑事法学(上)(一九七七)五五頁。また、同の見解は、藤木英雄「法人に刑事責任はあるか」季刊現代経済一四号一六三頁以下、等においてもみられる。

(4) 従来のわが国の法人処罰論では、藤木説と板倉説を併せて評価することが多かつたようと思われる(たとえば、京藤哲久・前掲論文八九頁以下)。しかし、本章の検討からも明らかのように、両説は、法人の刑事責任を認める際の異なる二つのアプローチに類似しており、本質を異にしているといえよう。今後のわが国における立法論の検討では、両者の差異に留意した上での再検討が必要と考える。